

平成29年第6回定例会

鋸南町議会会議録

平成29年12月12日 開会

平成29年12月15日 閉会

鋸南町議会

平成29年第6回鋸南町議会定例会議案一覧表

- | | |
|--------|---|
| 発議案第1号 | 道路整備事業に係る国庫補助・交付金事業の財源確保を求める意見書 (案) について |
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度一般会計補正予算(第4号) について) |
| 議案第2号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第3号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について |
| 議案第4号 | 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第5号 | 鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第6号 | 鋸南町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて |
| 議案第7号 | 平成29年度鋸南町一般会計補正予算(第5号) について |
| 議案第8号 | 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) につい て |
| 議案第9号 | 平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号) について |
| 議案第10号 | 平成29年鋸南町水道事業会計補正予算(第2号) について |

平成29年第6回鋸南町議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 招集告示 | 1 |
| 第1号（12月12日） | |
| 議事日程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 2 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 開会の宣言 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 町長から提案理由の説明、諸般の報告 | 6 |
| 一般質問 | 10 |
| 青木 悦子 君 | 10 |
| 緒方 猛 君 | 15 |
| 田久保浩通 君 | 29 |
| 三国 幸次 君 | 39 |
| 散会の宣言 | 48 |

第2号（12月15日）

| | |
|--------------------------------------|----|
| 議事日程 | 49 |
| 本日の会議に付した事件 | 49 |
| 出席議員 | 49 |
| 欠席議員 | 50 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 50 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 50 |
| 開議の宣言 | 51 |
| 議事日程の報告 | 51 |
| 発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 51 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 52 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 54 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 56 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 57 |
| 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 59 |
| 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 60 |
| 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 61 |
| 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 72 |
| 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 74 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 76 |
| 閉会の宣言 | 78 |

鋸南町告示第56号

平成29年第6回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年12月8日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成29年12月12日（火） 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成29年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成29年12月12日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問〔4名〕
2番 青木悦子 議員
6番 緒方猛 議員
1番 田久保浩通 議員
12番 三国幸次 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田久保浩通君 | 2番 青木悦子君 |
| 3番 笹生久男君 | 4番 渡邊信廣君 |
| 5番 小藤田一幸君 | 6番 緒方猛君 |
| 7番 鈴木辰也君 | 8番 黒川大司君 |
| 9番 伊藤茂明君 | 10番 笹生正己君 |
| 11番 平島孝一郎君 | 12番 三国幸次君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 町長 白石治和君 | 副町長 内田正司君 |
| 教育長 富永安男君 | 総務企画課長 増田光俊君 |
| 税務住民課長 平野幸男君 | 保健福祉課長 杉田和信君 |
| 地域振興課長 飯田浩君 | 教育課長 福原規生君 |
| 建設水道課長 平嶋隆君 | 会計管理者 福原傳夫君 |
| 監査委員 柴本健二君 | 総務管理室長 寺本幸弘君 |

…………… 開 会 ・ 午前 10 時 00 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 6 回 鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配付漏れなしと認めます。

本日は、区長会から傍聴の申し出があり、許可いたしました。

なお、傍聴席については定員 28 名の他に 12 席を用意してあります。

従って、40 名までを許可したいと思いますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様をお願いいたしますが、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくよう
をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします

◎会議録署名議員の指名

○議長（小藤田一幸）

これより日程に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、

1 番 田久保浩通君、11 番 平島孝一郎君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小藤田一幸）

日程第 2 「会期の決定」を行います。

この件については、去る 12 月 5 日、午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協
議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を

求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木辰也君。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る12月5日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成29年第6回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの4日間とし、日程は御手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案10件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を受けた後、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日13日、翌14日は、議案調査のため休会とします。

15日は午前10時から会議を開き、発議案第1号から議案第10号までの全議案について、順次上程の上、説明、質疑、討論、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、青木悦子君・緒方猛君・田久保浩通君・三国幸次君の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から15日までの4日間とし、一般質問については、通告のあった議員は4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から15日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小藤田一幸）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席を求めた者の職・氏名は別紙報告書により報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

みなさんおはようございます。

本日、ここに平成29年第6回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、専決処分の承認が1件、条例の一部改正5件、一般会計、国保会計、介護保険会計、水道会計の各補正予算で10議案であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度一般会計補正予算（第4号）について）」であります。10月22日の台風21号による各施設の修繕料など357万1千円を、11月2日付けで専決処分をいたしましたので、議会の御承認をお願いするものでございます。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事委員会の勧告に伴い、所定の改正を行うものでございます。職員給料表については、若年層を重点に、平均0.2%の給料表の引き上げ改定、及び、勤勉手当を0.1カ月引上げ改定するものであります。

議案第3号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。期末手当を0.1月分引上げ改定するものであります。

議案第4号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。総務省が示す「市町村税条例準則」に沿った、条番号・用字用語の整理、引用条文の改正、及び「町税納期前納付報奨金」の廃止に伴う「鋸南町税条例」の一部改正を行うものであります。

議案第5号「鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」であります、町が徴収する使用料について、施設の廃止及び設置に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号「鋸南町幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、幼児教育を保障するため、幼稚園保育料年額4万8千円を無償化しようとするものであります。

議案第7号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」であります、9,639万円を増額補正し、補正後の総額を43億4,917万9千円にしようとするものでございます。

はじめに、歳出の主なものを御説明申し上げます。

各費目にわたる人件費につきましては、給与改定及び職員の人事異動等により、総額では1,733万2千円の減額をするものであります。

総務費では、循環バス新車両の購入費に2,623万5千円、弁護士委託料53万円をお願いいたしました。

民生費では、老人福祉センターの貸切風呂整備事業で7,420万1千円をお願いし、国民健康保険特別会計繰出金9万円の他、介護保険特別会計繰出金293万円、障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金379万6千円、学童保育費の指導員賃金430万円をお願いしました。

商工費では、都市交流施設整備事業費で屋上防水工事1,043万3千円をお願いし、土木費では、橋梁補修工事を500万円減額し、橋梁補修設計委託300万円と特別管理産業廃棄物処理業務委託200万円に組み替え、教育費では、教育総務費でスクールバスの購入費に1,678万6千円をお願いし、幼稚園費では、幼稚園建設工事7,588万円の減額を計上いたしました。

災害復旧費では、道路橋梁災害復旧費で2,300万円、農業用施設災害復旧費で37万8千円、漁港施設災害復旧費で1,500万円をお願いいたしました。

次に、歳入であります、歳出に充当する特定財源以外では、普通交付税で1億146万3千円、市町村振興宝くじ交付金611万9千円を計上いたしました。

歳入歳出調整後、余剰金9,829万8千円が生じたので、財政調整基金の繰入金金を減額いたします。

今補正後の財政調整基金の残高は、11億5,933万5千円を予定しております。

議案第8号「平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」であります、1億1,496万6千円を追加し、補正後の総額を15億2,909万1千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、高額療養費が伸びていることから一般被保険者高額医療費2,487万2千円の増額補正、財政調整基金積立は、前年度繰越金1億3,987万7千円の2分の1を超える7,000万円の積立てを行うものでございます。

補正の主な財源は、28年度繰越金及び一般会計繰入金を充当いたします。

議案第9号「平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」で

ありますが、2,084万8千円を追加し、補正後の総額を13億457万円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費の「地域密着型介護サービス給付費」のほか、給与改定に伴う人件費17万8千円を増額するものであります。

議案第10号「平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。主な内容は、収益的収入では、東京電力の原発事故損害賠償が確定したことによる賠償金12万9千円を増額し、収益的支出では、人件費で給与改定及び人事異動により133万4千円を減額しようとするものでございます。

以上で、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、町内一斉清掃について御報告申し上げます。

去る、12月3日（日曜日）に行われました一斉清掃でございますが、可燃ゴミやビン・缶等含めまして、約7トンのゴミが収集されました。御協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後も、この事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、年末から年始にかけての観光行事につきまして御案内申し上げます。

はじめに、鋸南町の花まつりですが、第1章の「水仙まつり」が12月16日から2月4日までの期間、第2章の「頼朝桜まつり」が2月17日から3月11日までの期間、最終章の「さくらまつり」は3月17日から4月15日までを期間として行われます。

各まつりの期間中にはJRによります「頼朝桜ハイキング」も予定されております。また、水仙まつりイベントは、1月13日に江月水仙広場にて、1月14日は佐久間ダム公園にて行われる予定でございます。

竹灯籠まつりは3月3日に保田川権現橋周辺で行われる予定であります。今年も多くの観光客が当町を訪れることを期待しております。

次に、消防団出初式について申し上げます。

1月6日（土曜日）午前10時から、岩井袋町民運動場を会場に行います。新年における消防団の晴れ姿を是非御覧いただきたいと思っております。

次に、第38回鋸南町農業祭について申し上げます。

1月13日（土曜日）と14日（日曜日）の2日間、農産物の栽培技術や品質の向上、農業の近代化と地域農業の発展を目的に開催いたします。本年度も、より多くのお客様に鋸南の農業のすばらしさを知っていただくために、会場は、昨年同様に高い集客力を持つ「道の駅保田小学校」で開催いたします。

併せて、友好都市辰野町の「ほたるの里特産品フェア」も開催されますので、多数の御来場をお待ちしております。

次に、健康・福祉まつりについて申し上げます。

「健康まつり」と「社会福祉大会」の合同開催として、今年で10回目となります「鋸

南町健康・福祉まつり」を、1月20日（土曜日）中央公民館で開催いたします。多彩な催しを通じて、町民の皆様には健康と地域福祉への関心を高めていただきたいと思います。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、子育て広場改修工事について申し上げます。

中央公民館の旧調理室を改修して、「子育て広場」として活用する工事が本年中に完了する見込みでございます。乳幼児を持つ親子がいつでも利用でき、互いにコミュニケーションを図り、同世代の親子が安心して集える場所の提供をいたします。今後は、子育て学習の開催や、ボランティア団体の参画など地域ぐるみで子育て支援ができる拠点として充実させていく予定でございます。

次に、お正月恒例の新春マラソン記録会について申し上げます。

1月7日（日曜日）午前10時から鋸南中学校を会場に行います。1キロ・2キロ・3キロ・4キロの各コースを設定しておりますので、個々の体力に応じて参加できます。今回も大勢の参加を期待しております。

次に、成人式について申し上げます。

1月7日（日曜日）午後2時から中央公民館を会場に行います。今回、85名の方が成人の仲間入りとなります。成人式では、船橋市出身で現在モデルとして活躍されている、越川友貴氏によります記念講演で新成人の門出をお祝いいたします。

越川さんは、2017年ミス・スプラナショナルの日本代表に選出され、世界大会に出場されたお方でございます。

次に、第57回鋸南町青少年健全育成柔剣道大会が、1月28日（日曜日）、鋸南中学校を会場に開催され、町内外から大勢の小・中学生が参加いたします。鋸南町の児童・生徒の活躍を期待しております。

最後に、菱川師宣記念館30周年記念特別展について申し上げます。

1月20日（土曜日）から2月18日（日曜日）まで、特別展「～甦る大正ロマン～竹久夢二展」を開催いたします。明治から大正にかけて多くの美人画を残し、当時の一世を風靡した芸術家の作品を展示いたします。菱川師宣から始まる庶民の美人画と明治・大正期を彩った竹久夢二の美人画にスポットをあて、移り変わる日本の美を紹介するものであります。町民の皆様をはじめ多くの方々に是非御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がございませうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎2番 青木悦子

○議長（小藤田一幸）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名の諸君から通告がなされておりますので、これより質問を許します。

はじめに、青木悦子君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[2番 青木悦子 質問席につく]

○議長（小藤田一幸）

2番 青木悦子君。

【ベルが鳴る】

○2番（青木悦子）

おはようございます。

よろしく願いいたします。

私からは、本日は1点について質問させていただきます。

その1点は、土石崩落事故による県道鴨川保田線への被害における町の対応について質問いたします。

採石に関する許認可、県道鴨川保田線の管理は、共に千葉県の管轄であり、鋸南町には管理責任がないことを承知の上で、あえて質問させていただきます。

昨年の1月と本年10月の2回にわたり、横根の採石場において採石作業中に県道鴨川保田線への土石の崩落事故が発生しました。人的被害がなかったことは幸いといえませんがありません。県の管轄とはいえ迷惑を被るのは町民のみならず、道路利用者であり、日常生活はもちろんのこと通勤や観光の動脈であり、町民にとっては重大な関心事です。町民の声としては、「鴨川の病院への往復に大変困った」「毎日の通勤が大変だった」昨年の事故では、一時電話が不通になったという声もあります。また「防護柵がかけられたが、また落ちてくるのではないか心配だ」などそういう声が上がっています。まだまだ沢山の声があると思います。県も業者も住民への安心安全の配慮がまず第一だと考えますが、発破をかけての採取にはそれなりの事故が想定されなかったのでしょうか。プロの技術者が携わっているはずなのに、危機管理に大変疑問を感じています。県も1回目の事故後の指導監督が十分だったのでしょうか。県道沿いの採取は辞めさせるなど事業変更させるような措置を取るべきだったのではないかと。また昨年の事故を教訓に2度と事故のないように県がもっと綿密な指導をしていれば10月の事故は起きなかったのではないかなど、私なりに考えました。

県も業者も採取方法に関し、町や住民への配慮の重視が不足していたのではないかと、非常に疑問を感じると共に憤慨しているところです。

地方自治法には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする定められています。住民が安全で安心な生活ができるように県はもっと住民に寄り添って仕事を推進していくべきではないでしょうか。

そこで鋸南町としても、住民としても、自分たちの町は自分たちで守るという観点から質問いたします。

- 1, 横根の採石場事故が発生した直後の町としての対応について。
- 2, 事業者への千葉県の対応、指導は。
- 3, 町として千葉県に対しての進言などは。

について、この3点について質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

青木悦子君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

青木悦子議員の一般質問に答弁いたします。

「土石崩落事故による県道鴨川保田線への被害における町の対応について」お答えをさせていただきます。

本年10月17日の午前11時30分頃、松浦企業株式会社横根採石場において、作業に起因する土石の崩落事故が発生し、採石場が隣接する県道鴨川保田線への崩落により、同日から11月14日までの29日間、県道の全面通行止め及び片側交互通行規制となりました。

事業者から県へ提出された事故報告書によりますと、県道を一時通行止めにした状態で、午前11時30分に発破作業を行ったところ、既存の斜面吹付部上端から崩落が起きました。吹付部の上部が過日からの降雨により飽和状態になり、発破作業の振動が引き金となって、崩落したものと推測をされております。

御質問の町の対応・助言、県の対応・指導につきましては、道路管理関係の対応と、岩石採取関係の対応に分けて答弁をさせていただきます。

まず管理関係の対応ですが、御質問の1点目にあります、「横根の採石場事故が発生した直後の町としての対応について」であります。事故発生覚知後、直ちに職員を現場に派遣し、被害状況の確認後、県道管理者であります安房土木事務所へ事故発生の一報を行いました。その後、町から県に対し事業者への指導と県道の安全確保及び早期復旧の要望をいたしました。また、この通行規制の情報は県にて記者発表を行うとともに、県庁ホームページへの掲載、道路交通情報センターに情報提供するなどして周知を行っており、町においても防災行政無線により町民の皆様に対し、周知を行いました。

御質問の2点目であります「事業者への千葉県の対応、指導は」についてであります。事故発生後、崩落土石の撤去作業を完了した後に、片側交互通行としたところであ

りますが、道路管理者の安房土木事務所では事業者に対し、通行の安全確保を最優先し、落石防護柵の設置及び交通誘導員を24時間配置するなど、必要な措置を早急にとること。安全が確認されるまでは片側交互通行等の規制を行い、館山警察署及び関係機関の指示を仰ぐこと。道路及び山腹斜面等にある落石等を早急に撤去することなどの指示を文書で行っております。

通行止めは、崩落土石の撤去や仮設防護柵の設置が完了し、安房土木事務所及び県産業振興課の職員立ち会いのもと、10月22日の午前9時に片側交互通行可能となり、11月14日に全面通行可能となりました。

今回の事故が、2回目の崩落事故であることから、事業者に対し、原因の究明を行わせた上で、更なる改善措置も含め、関係機関と連携しながら適切な災害防止対策を実施するよう指導をしております。

御質問の3点目であります、「町として千葉県に対しての進言などは」であります。今回の事故現場は、主要地方道の県道に隣接をする採石場であり、このような事故は、ひとたび発生すると多くの利用者に対し不便を強いる他、場合によっては大勢の人命を脅かす事態になりかねないため、このような事故が再度起こらぬよう、県の関係部署において連携を図り、事業者に対し再発防止に努めるよう、更なる指導を強く要望をいたしました。

次に、岩石採取関係の対応ですが、御質問の1点目、「横根の採石場事故が発生した直後の町としての対応について」であります。事故発生覚知後、直ちに職員を現場に派遣し、被害状況の確認を行いました。現地に到着時には、事業者側で交通整理を行いながら、重機2台により崩落土石の撤去作業を実施している最中でした。事業者を確認したところ、採取計画申請時の緊急連絡網により関係各所への連絡は済んでいるとのことでしたので、現地にて安房地域振興事務所職員の到着を待ち、事業者から事故状況を聞き取り、状況把握をいたしました。

昨年1月に次ぐ、2度目の崩落事故であることから、県に対して再発防止に向けた強い指導をお願いしたところでございます。

御質問の2点目、「事業者への千葉県の対応、指導は」についてであります。県産業振興課では、事業者や町からの事故連絡を受け、安房地域振興事務所職員により現地確認を行い、崩落土石の撤去や復旧を早急に行うよう指示するとともに、事業者に対して採取行為の中止を指示をしております。

また、11月8日付けで、千葉県知事より、採石法第33条の9の規定に基づく、認可採取計画の変更命令書が事業者に通知をされました。変更すべき計画の内容は、発破の必要性について検討し、発破方法を見直すことや防護柵の設置、強化などの対策を講じることとし、これに伴う採取計画の変更が認可され、対策が講じられるまでの間は、新たな採取を停止するものでございます。

現在の状況といたしましては、事業者より、11月27日に県の産業振興課に改善計画書が提出されました。県では、関係部局と協議をした中で、安全の確保を確認できれば、採取計画の変更を許可すると伺っております。現時点では、採取再開の時期につき

ましては、未定でございます。

御質問の3点目、「町として千葉県に対しての進言などは」についてであります。今回の事故については、昨年1月に続き2回目でありまして、議員がおっしゃるように人的被害がなかったことが幸いではあります。県道鴨川保田線は、通勤や観光の基幹道路としての役割も非常に大きく、採石場を所管する県産業振興課に対しましても、原因究明をしっかりと行い、改善措置や適切な防止策を実施するよう指導をお願いしたところでございます。

以上で青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小藤田一幸）

青木悦子君、再質問はありますか。

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子）

県の管轄ということで、町からなかなか色々動き出すということは大変難しいことだと思いますけれども、1回目の事故もですね、当然指導していると思いますが、結果として再発しています。事故が起きて一番影響を受けるのは私達地元に住む住民です。県庁の人達ではありません。県は前回どのような指導をし、また町としてはどのような意見を提出したのでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

前回の事故の際に、どのような指導をしたのかということでございますけれども、御存知のようにこの岩石採取の認可につきましては、全て県の許可事項となっております。前回の事故の際、県の指導によりまして平成28年5月11日付けで採取計画の変更認可申請書が事業者から千葉県に提出をされ、その中での変更理由につきましては、流失事故に伴い採取方法、災害防止これは安全施設の設置等を改善したためということになってございます。具体的には落石対策としてそれまで安全対策のため道路管理者である千葉県が設置をいたしましたポケット式ロックネットの他、落石を受け止めるフェンスの設置に加え、ロープネット設置や落石防護柵の設置、発破作業についてもそのやり方を変更し県道側の方で発破をする際には火薬の量や深さ、その設置の幅を変えるなどそういった改善計画が示されてございます。それをもちまして、県はこの変更認可を与えております。

町の意見といたしましては、原因等を十分認識をし、今後の作業工程を事業者も社内で徹底的に分析をし、再度発生することのないよう業務を行っていただきたいということで平成28年の5月26日付けで千葉県に意見書を提出してございます。

これらの対策を講じたにも関わらず今回が2回目の事故ということになった訳でございます。先ほど議員がおっしゃった通り、実際に迷惑、影響そういったもの被るのはこ

の地域に住む住民の方達、また県道を利用する方達でありますので、しっかりとした原因の究明を行い更なる安全対策、災害防止に努めた対応がなされるよう強く県に対して今後も要望して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子）

一度通る時があつて、見えたんですけれども本当にこれで良しとされたネットですね、防護ネット等も本当にぐちゃぐちゃに折れ曲がっているような状況で、本当に怖い事故だなということは目で見ただけでも実感できました。

1度目の指導ということで、町の方も申し出たんですが、それでも再発をしてしまった訳です。2回もの崩落事故が発生しても何ら事故原因など何も知らされずに道路が復旧するのをただ待っているというのは、鋸南町民が本当に人が良い町民性のあらわれだと思います。議会の方に議会だよりで町民の御意見をという募集の項目がありましたので、鴨川に通勤している女性が大変困っているという電話が入ったというのも事実です。そういうこともありましたけれども、本当に大人しく復旧するのを待っているというこの町民性なんですけれども、通勤者などは苛立ちや不安が募るだけだと思います。事故の原因や今後の対応など詳細な情報を住民に提供するべきではないかと考えています。業者に対し県はこのようなことを指導する必要があるのではないかと考えています。是非そういうことを町として県に要望して欲しいと思いますが、町としては要望できないのでしょうか。

お願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

そのような御意見があつたということにつきましては、県に対してですね、強く申し伝えたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子）

是非ですね、要望していただくようお願いして、それが実現するようにしていただきたいと思います。ただいまの答弁で県の方にもお話をさせていただくということで説明責任をきちんと行うなどの配慮が、そして町としてもそういう要望をするということが事故防止に繋がるし、住民ファーストの行政のあり方としても、とても大切なことではないのでしょうか。事故が起きてそのまま町民に何も説明もしないというのは、やはりちょっとある意味で責任に欠けるのではないかとということですので、是非要望をお願いしたいと思います。

一つ一つの小さな自治体が懸命に安心安全のために頑張っているのですから、県も住

民に寄り添う県政、住民の福祉の増進を図る役割を担う県政として確実な指導監督をお願いしたいと考えています。

最後に要望です。

横根の採石場近辺の方の声ですけれども、発破がかかると地震とは違う恐怖を感じる振動があるそうです。また、山が削られて今までとは違う強風が吹きこんでくるようになった。まだまだありますけれども、こういう自然環境の変化の生活環境の悪化を訴えています。昨日も通りまして見上げたんですけれども、防護柵が設置されていますけれども、本当につぺんの方には今にも落ちそうな石が目当たりになります。本当にこの防護柵で大丈夫かなという恐怖感と落ちたらどうなるのかというそういう心配な状況はまだ拭えない景色です。周囲の事業によって一般住民が迷惑を受けることのないように環境をしっかり守っていく、自分達の町は自分達で守るという立ち位置を明確に保持し、県とも常に協議を重ねて今後もより良い方向性を築いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

以上で、青木悦子君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をし、午前11時00分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・ 午前11時54分 ……………
…………… 再開・ 午前11時01分 ……………

◎一般質問

◎6番 緒方猛

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き会議を再開します。

緒方猛君の一般質問を許します。

6番 緒方猛君。

【ベルが鳴る】

○6番（緒方猛）

おはようございます。

私は今日はですね、新規就農者の受け入れ、それから集落営農や法人化の進捗状況についてということについてお尋ねをしたいという具合に思っています。

これはですね、我々に対する、一般町民に対する、この人達が一生懸命にそれなりの仕事をやっているんだと思いますけれども、なかなか情報が得られないということもあって、とても大切な問題だという具合に私は認識しております。それで国の補助金も若干もらいながらですね、この活動をやっている訳ですが、今どのような具合になっ

ているんだと、本当に総合計画でうたわれているですね、内容のところまで行き着くのかというような疑問がありまして今回の質問をしようということに私としては決めました。

質問の詳細を申し上げます。

我が町において最も基幹産業と言う農業の衰退の加速。それから一方、国から農業再生のため基本方針・行動計画が平成23年10月に7つの戦略で示されています。戦略の中には多く言って3つある訳ですが、1つは持続可能な力強い農業の実現を目指す、それから2つ目は、新規就農者を増やし農業を支える人材の確保というのが2つ目、それから3つ目は、20ないし30ha、とても大きいのですが、これだけのですね、土地利用型農業を目指す等々が掲げられています。

鋸南町における新規就農者は、農業の再生のみならず、町の人口減少と過疎化に対してですね、少しでも歯止めをかけるということと同時に、新規就農者の受け入れは一番弱い雇用の点においても自ら同時に解決するという、要するに居住して今住むことを、移住してくることを盛んに、積極的にですね、人口減に歯止めをかけようとしています。農業をやるという方は移住してくる訳ですから、その点でももう1つこの町にですね、プラスの影響を与えてくれているとそういう意味です。と同時にですね、一番弱い雇用の点においても自ら同時に解決すると、なかなか移住して来られない、移住してきても職業がないと、雇用がないという二重の問題があって、この町の人口にブレーキをかけることができないというのが現実な訳ですね。その2つのことを一石二鳥のことの利益をもたらしてくれるという政策だなという具合に私は感じております。加えて環境の点においてもですね、この人達のやる仕事はきっとですね、良い方向に向かう仕事になってくれるんじゃないかなという具合に考えています。

そこで現在、町で働く新規就農者の受け入れ体制、それから集落農業や法人化の進捗について、次の質問をしたいと思います。

質問の①当町で活躍中の現在3名の方がいる訳ですが、1人の方は5年ほど経っています。あとの2人は3年目。年齢的には27歳と26歳ですから全然若いバリバリなんですね。長野の農業短期大学を卒業してほとんどそのまま来ているという人です。新規就農者の活動現状と、鋸南町における集落営農や法人化の進捗について伺いたい。どうなっていますかということですね。

二つ目、上記の新規就農者にはまず我々がですね、鋸南町に来て新規農業をやろうという具合に考えた時に何が問題になるかと言ったら、まず住む所がなければ農業を始めるといことはとてもできる話じゃないと、住む所それから耕作する土地がないことにはそういうことはとてもできない、けどそれを手ぶらで来てですね、探し回るといのはとてもできることではないでしょうという、住宅・耕作地の問題、それから農業には大変な機械化・農機具の問題があります。それから農業技術などの問題があります。等々の課題が考えられます。新たな担い手の確保を目指すためには、より一層ですね、町あるいは地域側の受入体制の強化が必要と考えます。現在の支援状況とともに、町として、今後の新規就農者への支援状況はどうあるべきと考えているかを伺いたいという

具合に思います。

以上、第1回目の質問にいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

「新規就農者の受け入れ、集落営農や法人化の進捗について」お答えをさせていただきます。

農業従事者の高齢化、また担い手の問題、農地の荒廃、有害獣対策など、さまざまな要因が重なりまして、日本の農業・農村は、極めて厳しい状況でございます。

一方で、若者を中心とした「田園回帰」といったような新たな動きも広がっており、今後、こうした「芽」を大きく育てて、農業・農村の明るい展望を切り拓くとともに、農地・農業用水などの地域資源を確実に次の世代へと継承し、町の雇用の場としての営農に新規就農者を呼び込むことにより、町が抱える人口減少、定住対策の有効な手段になると認識しております。

議員から冒頭で説明のございました国の基本方針は、「食と農林漁業の再生推進本部」が作成した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の内容と拝察をいたしますが、本計画では、持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農を大幅に増加させることが必要であり、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を推進していくことが重要との方針が示されているところでございます。

町の総合計画においても、意欲ある担い手や地域が連携することによって、農地が保全され、良質な農産物を安定的に生産されている姿をめざすとしております。さらに平成28年3月に作成をしました「鋸南町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、本町の特性を活かした産業振興と雇用創造の推進のため、農業の収益の向上、新規就農者等の新たな担い手の確保の受け皿となり得る「集落営農」を促進するとの重点政策を掲げております。

御質問の1点目にあります、「当町で活動中の3名の新規就農者の活動現状と鋸南町における集落営農や法人化の進捗について」でございますが、現在、町には青年就農給付金経営開始型を受け、営農活動を行っている方が3名おられます。この3名の方は、同じ農業実践大学校出身者で、気心も知れており、それぞれ、多様な野菜の生産やコメ作りに取り組み、地域の頼れる担い手として活躍をしております。消防団や祭りなど地域行事にも積極的に参加するなど、地域住民とのコミュニケーションも良好な3名の方は、鋸南で農業を続けていきたいという思いに変化はないと伺っております。

続いて、鋸南町における集落営農や法人化の進捗についてであります。農地の合理

的利用、機械・施設の共同利用、共同作業による生産コストの低減、専業農家・兼業農家・女性・高齢者の役割分担を明確にして、意欲を高める農業形態である集落営農や法人化への動きは、集落機能そのものの維持につながるという観点からも、推進が必要な農業形態であると、認識をしているところでございます。

現在、町内の先駆け地区として、佐久間地区活性化推進協議会を立ち上げ、集落営農・法人化など、農業を維持するための方策について検討して頂いております。設立から2年目を迎える同協議会は、各種の研修会、先進地の視察、試験ほ場の整備、広報誌「百年の丘」の発行など、集落営農組織の立ち上げに向けた準備期間として活動をしております。集落営農組織の立ち上げは、話し合いを何度も重ね、時間のかかるプロセスを伴います。そのスタイルも地域により様々で、全ての農家が賛同して始められる場合もあれば、すべての合意を得られず一部の農家で始め、拡大をしていくケースもございます。

町としては、この佐久間地区活性化推進協議会での成果を町内の先進モデルケースとして他地区に広めていきたいと考えており、将来的に町内の集落営農や法人化が進むことにより、組織や法人が新規就農者の受け皿となることで、新規就農希望者の移住が加速をするのではないかと期待をしておるところでございます。

御質問の2点目であります、「新規就農者には、住宅・耕作地・農機具・農業技術などの課題が考えられる。新たな担い手の確保を目指していくためには、より一層の町側、地域側の受入体制の強化が必要と考える。現在の支援状況とともに、町として、今後の新規就農者への支援はどうあるべきかお考えを伺いたい。」についてでございますが、緒方議員がおっしゃるとおり、新規に農業を始めようとする方は、居住するための住宅や耕作地、農機具、農業技術習得など、多様な課題があるのも事実でございます。3名の新規就農者への聞き取りでも、「家を探すにしても、耕作地を探すにしても、やはり地域に橋渡しをしてくれる協力者の存在が大きく、行政側、地域側のキーマンが居たからこそ、この鋸南で営農をすることを決めた」との御意見がございました。新たな担い手の確保を目指していくためには、より一層の町側、地域側の受入体制の強化が必要であると考えております。

現在、新たに担い手となる新規就農者に対する支援対策としては、国の事業として、昨年までは青年就農給付金と呼ばれていた「農業次世代人材投資事業」があり、年間150万円を限度として、最長5年間の交付金が給付をされる事業と、町独自の支援策として、平成29年度に創設をした鋸南町就農研修支援事業がございます。

新規就農者の意見の中には、「移住をしてきた当時、地域に相談できる支援者が居たことが心強く、地域での良好な信頼関係を築けたことで、その後、家や耕作地の情報が自然と耳に入ってくるようになったと。今では、耕作地の依頼も多く、すべて受けられない状況です」と話されていたと聞いております。

遊休農地の紹介、地域のしきたりやルールの紹介など、早く地域になじみ、根付けるよう手助けをする仕組みや、新規就農者と既存農家の若手後継者等との情報交換や相互協力ができるようなネットワークづくりを推進することは、就農を目指す方にとって、心の支えになるものでございます。既存の支援事業に加え、地域の受入体制の工夫など、

その仕組みづくりに力を注いでいきたいと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

緒方猛君、再質問はありますか。

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

再質問ですね、いくつかのことをお尋ねしたいという具合に思っております。

まずはじめにですね、一般的ですが、集落営農という言葉が総合戦略の冊子にもですね、これがそうなんですが出て参ります。その具体的なですね、意味が町民には必ずしも理解がされていないという具合に思っております。例えば私の質問が3、4日前に房日新聞で質問の内容が載りました。過去に町会議員をやった人にたまたま会ったらですね、緒方さん集落農業とは一体なんなんだと、こういう話なんですね。そういう面では非常に分かりやすく中身はよく分からんという言葉だと思います。集落営農、耕作放棄の土地を含めた集落全体の農家の土地を対象にして集約化と生産性を向上し、法人化までの考えと、合意を得られた一部の農家の土地の集約だけのことを言っているのか、どちらともとれる今の答弁だったと思うんですが、総合戦略にはとても立派なことを書いてあるんですが、今の答弁は、今私がザックリ言った二つの意味のですね、どちらを狙って今進めているのかということをお尋ねしたいという具合に思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

この集落営農につきましては、様々な形があると思います。町長の答弁の中にもありましたように大きな地区ですね、皆が一緒になってやる方法、ただそれにはやはり農業者皆さんの全員の合意が必要だというようなことでなかなか厳しいものがあって、有志と言いますかね、小さな塊でまず始めるといったような方式もございます。最終的に目指して行くのはですね、できるだけ広い範囲でそれを皆で塊でやって、最終的には法人化をして会社組織ですね、そういったもので進めて行けるような形、そういったものが理想形ということでされております。ただこの法人化するについてもですね、色々な所を視察した中では、やはり様々な問題も出ているようでございますので、必ずしもこれが良いというような形はまだ確立されていないものと考えております。町で今目指しておりますのは、とにかく1人で頑張ってもらっているのも結構なんですけども、維持存続をするために皆で共働して少しでも楽をしながらという言い方をしますとちょっと失礼かと思いますが、できるだけ手をかけずにですね、先祖代々の土地を守って行けるような、そういった仕組みを小さくても良いからまず作り上げて、それを段々大きくしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今の話です、鋸南町人口ビジョンの総合戦略の中にはですね、今の部分を集落営農、農業法人化を進め農地の面的集積により地域一体で土地利用型農業を行うと。できるだけですね合理的な生産性のある農地の再配置等をしながら、言わばある程度究極のですね、農業のあり方というのを狙っているという具合に思うんですね。やるからには是非そういうやり方が好ましいんじゃないかと。例えば今来ている3人がなんとか農業ができるようになったというだけで終わるんだっただけですね、それは簡単なことで今放っておけば終わっちゃうかも分からない。そんなもんじゃないという具合に思っているんで更に続けていきたいと思えます。

先ほど言いました佐久間地区の活性化推進協議会というのが2年前にできたそうです。大変私は有効なですね、協議会、協議機関だと思っております。そこでその構成メンバーとどんなことが検討されているのか、現在どんな検討段階なのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

協議会の構成メンバーということでございますけども、今回佐久間地区の活性化ということをやまず一つ事例として作り上げようということで行っております。その関係がありまして佐久間地区の農家組合の代表の方であるとか、ダム組合の方の代表の方、それから大崩の方の水仙関係の代表の方等々で8名ですか、の方が、あとは佐久間地区で農業を活性化した時に最終的に外へのPRができる道の駅保田小を活用したいという考えもございまして、保田小の方の生産者組合の代表の方、そういった方等もメンバーに入っております。

現在の状況としましては、まずどういう活動をして行くかという部分を1年目に色々協議、模索をさせていただきまして、とにかく現在遊休農地、耕作放棄地というふうになってしまっている所をなんとか少しでも解消することができないかと。それについても実際の例を作ってみたらどうかということで上佐久間の一部の地域ではございまして、荒れておりました耕作放棄地をお借りしまして、そこに蕎麦を蒔いてそれを収穫をしたと。その蕎麦の収穫後にはですね、フェアリーベッチという違う植物を入れまして綺麗に管理ができるような状態でやってみたらどうかということで、それを今進めておるような段階でございます。会議の中でも先ほどから出ておりました集落営農あるいは農業をずっと続けていくために、今すごく課題になっております有害鳥獣対策、そういった部分についてもですね、やはり個人での対策には限度があるということで集落単位での対策が取れないかという部分で、色々な形の中でですね、集落診断ということで、有害獣に対する集落診断、そういったものを各地区で実施をしておるところでございます。一つだけの方向からではなくてですね、総合的な対策の中でですね、農業あるいは地域コミュニティをどう維持していくかということ、現在協議会の中で検討している最中でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今の点をですね、確認させてもらったのは、私もこのですね、集落営農と言いますかね、には若干思い出がありましてね、私の田舎は大分なんですけど、大分の宇佐市という所、今は市になりましたけど、私どもがいた頃はまだ村だとか町だとかそういう所ばかりだったんですが、私の出身地の村ではですね、昭和30年から40年位にかけてだったと思うんですが、先ほどのですね、ちょっと説明した前者にあたるんですが、いわゆる村全体ですね、土地の基盤再整備を行い、地形が全く変わってしまったという位のことをやりました。なおかつ同じ面積でも田畑の枚数は私の家も農家を一部やっていましたので、農家の畑の田んぼの枚数がですね、ザックリ考えると20枚近くあったなど。一町一反位やっていました。その後のこういう農地の再生をやった段階でですね、半分になったんですね枚数が。なおかつしかも遠い所にある農地についてはできるだけその人の近くまで持ってくるというようなことの入替作戦等々をやって生産性と土地の有効活用を格段にレベルアップしたという記憶があります。そういうところまでやるのかね、今耕作放棄になっているところ、あるいはこれから放棄になりそうだと高齢化してですね、そういうところを上手く支えていくという位なところまでをやるかというところまでをやるのかもう1回確認したいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

その耕作放棄地、非常に問題があるかと思っております。この耕作放棄地につきましてはですね、毎年利用意向調査ということで今後そういった土地をどのように活用して行きますか、御自分で耕作をしますか、誰かに貸しますかとか、そういった意向調査の方を年に1回行わせていただいております。その中でやはり既に自分でやれないというようなことの土地についてはですね、中間管理機構というそういった制度が出来上がりましたので、そういったところに土地をお貸しして誰かに有効的に使っていただくという制度が制度上はございます。そういったものを活用しながらですね、耕作放棄地の縮減に向けて進んで行きたいということで考えておりますけども、佐久間地区の活性化協議会につきましては、当然そういった部分もトータルの中では考えて行くこととなりますけども、まず第一義の目標といたしましては、やはり先ほどの町長の答弁にもありましたように集落営農組織、そういったものをなんとか作り上げて小さくても良いから作り上げ、そしてそこから更に広げて行くと、その集落営農の組織の中でですね、農地の集積ですとか、そういったものまで進めて行けると非常に効率が良くなりますので、そういった部分で対応して行ければというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今私の田舎の例を言ったところでですね、言葉が足りなかったんですが、村全体です、土地の基盤整備を行ってですね、地形が全く変わってしまったという位の大きなね、途中でちょこっとした松林だとか竹藪があるとそれも全部農地にしてしまうと。そういう位の大掛かりな土地の基盤整備をしながらそれぞれのお宅が持っているですね、土地の再配分をします。遠い所にある田んぼは近くに持ってくるというようなことを積極的にやって生産性を上げたというような事例があって、その時には法人化までは行きませんでしたけど、田舎でもこんなことができるのかという具合に思った改革をやったという事例がありますので紹介をさせてもらいました。

次の質問をさせてもらいます。

活動中ですね、今3名の方、5年の方が1人、3年の方が2人なんですが、新規就農者の話としてですね、自らの宅地や耕作地を探すにはですね、行政側の相談窓口が分からなかったと私は聞かされています。先ほどの答弁の中でも地域の協力者の存在が大きかったと認めています、まさにその通りで、3人はですね、私にこの地域のまかりにIさんとしておきますけど、Iさんとの出会いがですね、なかったならばこの3人は今頃私どもはここにはいませんよということを私に打ち明けました。今後の支援者の受け入れについて、行政としてですね、十分先ほども言いました住宅それから土地のことですが、十分配慮していただきたいと思いますが、少なくともこの2点の住宅それから耕作地、来てからそろそろ探すということではなくて、耕作地などという考えについてはですね、どういう具合に考えていて、これから新しい人を受け入れようとしているのかその点を伺いたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

新規の就農者の相談窓口といたしましては、地域振興課の農林水産振興室というところがございまして、そちらの方で随時相談は受け付けております。年間に数件程度、28年度の例を申し上げますと2件程度しか相談がなかったんですけども、そういったような中で受けながらですね、できるだけ相談者に寄り添う形でですね、対応していると。先ほどから出ております新規就農の3名の方達、私どもの方もそういった方に色々お話を聞いております。そのうちの1名の方は、この安房の地域というんですかね、千葉県の方の場所を温かくて非常に良いと。そういったところで農業をやりたいということで、南房総市さんであるとか、そういった他所も当然見に行き、そういうところで勉強もしてということの中で、最終的には鋸南町の当時の農業担当者達の対応が非常に良くて、本当に寄り添ってやっていただいたということで伺っております。今後です、そういったような形で対応して参りたいと考えております。ただ現実的にはですね、先ほどから出ております、住むところの問題等がございまして、空家の関係等も空家バンクというものも町の方でございまして、色々これまでも対応させてきていただいたところなんですけども、農業をやるとなるとやはり通常の家ではなく、広い敷地であった

り、農作業ができる場所であったり、そういう一般的な移住とは違う観点から当然対応もしていかなければいけないことになりますので、今後についてもですね、地域の方達からの情報収集あるいは空家バンク、そういったものを活用しながらですね、住むところの部分もフォローできるように対応して参りたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今の点についてですね、これは補足ですけれども、過日南房総市ですね、議会を私傍聴してきました。この時にですね、ちょうどこの集落営農の話がある議員さんから出たんですが、26年にですね、26年ということですから、3年前ですね、26年に7名の方の認定新規就農者というのが入植したんだそうです。研修期間中の住宅も準備をされているという具合に行政側の方は答弁をしておりました。そういう対応をしながらですね、この事業というのは進めて行っているんだなという具合に思いますので、是非鋸南においてもですね、初めての人は大変苦労したみたいですけど、今後の方については十分な対応をするようお願いをしておきたいと思っております。

それから次の質問をさせていただきます。

新規就農者にですね、国だけでなく町としての支援はないのかということが地域の方からですね、私も聞かされました。先ほどの答弁の中で今年の8月に創設をしました就農研修支援事業がありますよという具合に答弁があったんですが、これは前もってですね、こういう新規就農者にこの町はどういう利便性があるのかなということをホームページで調べてみたらですね、この29年の8月の資料がホームページに載っています。これのポイントで言うとですね、支援の対象は農業に関するセミナーあるいは農業に関する研修にかかる費用ですね、だけを補助するというような形に先ほどのですね、就農研修支援事業、町ですね、それはそういう形になっている。国ですね補助金は先ほどの答弁でも年間150万あるという具合に言われておりましたが、これは私もこういう形で150万もらっているのか分かりませんが、聞くとはですね、半額ずつですね、半年遅れで支給だということなんだそうです。だから6カ月経ったら150万円の半分、1年目の最後のところでまた150万の半分という形で支給されているということだそうです。その間に一番はじめに来た人はですね、今27歳で5年前に来ている訳ですから22、3で来ている訳ですね。そういう方の当初のですね、財政的な苦労の現実を私に言われたんですが、油を買うお金もなくなってですね、地域の方に借りたと。別途ですね、この町のリフォームだとかそういうものについては、リフォームだけではないんですが、リフォーム等については、数十万円からですね、100万円位の支援の制度があるということになっている訳ですが、この新規就農者のですね、役割というのは、私はこの町にとって大きなですね、力になる新規就農者であると。この方に対するですね、支援のあり方についても他の支援をしているですね、現実を見ながらある面ではバランスを取るということで、お家だとかですね、それから耕作地以外に金銭的な支援をするということが考えられないのかどうかについて、これは検討してもらいたいという具合

に思いますので、ここで即答してもらおう訳にはいかないと思いますので、是非検討をお願いしたいという具合に思います。

以下はですね、若干基本的なことをお尋ねしますが、現在本町にはですね、全体で耕作されていない耕作放棄地の畑や田んぼのですね、面積はどの位あるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

耕作放棄地、荒れている農地がどれ位あるかということでございますけども、現在町の方で把握しております面積は69ha程になります。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

パーセントで言うとどの位になりますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

パーセントですか。まず農地のですね考え方なんですけども、町で地目上の農地ということで登録管理している農地が987haございます。その中でですね、既に道路になっていたり、農地転用により他の地目になっていたもの、あるいは20年以上耕作をされずにですね、農地の復元が困難な農地、そういったものが合わせて315haございます。ですから987から315を引きました672haが農地として利用可能な農地ということで把握してございますので、先ほどの69haという数字につきましては、約10%というような形になるかと思えます。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

分かりました。

次の質問に移らせてもらいます。

国がですね、平成26年から始めた農地中間管理機構というのがあります。これはですね、この制度は必ずしも上手くいってないという具合に間接的に聞いているんですが、良く考えてみるとですね、理論的には高齢化、過疎化等々があると耕作放棄地が出てしまう。農業の大型化、近代化をしようとするともう今持っている自分の土地は小さくて農業だけで生活をするというのはとてもできないということを考えますとですね、貸し側も借りる側もですね、大変メリットがある制度じゃないかなという具合に私は思うんですね。農地中間管理機構。理論的にはそういう具合に思うんですが、先ほど言いますように実際にはあまり運用は上手く行っていない。この農地中間管理機構というのは、都道府県別に1カ所ずつこれがあるということに法律上は決まっています。耕作地

のですね保証人がなければ新規就農者は入って来ない。先ほどから言っていることですね。どんな問題があり、町として有効なですね、農地中間管理機構とすべく指導をすることはできないのか、あるいはその考え方はないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

農地中間管理機構、緒方議員おっしゃるように、そういった制度もございます。基本的にはですね、耕作をしなくなったそういう土地ですね、先ほどの69ha等が該当する訳ですけども、そういった土地をですね、農地中間管理機構、千葉県で言いますと、千葉県園芸協会というところがございまして、そちらの方で受け持っております。そういったところに貸し出しをして、その管理機構側がその農地を管理をしているということが制度上の建前にはなっております。ただ現実的にはですね、その管理機構としても借り受けをしても、貸し出しができないとただ単に管理だけに非常に手間がかかってしまうという現実がございまして、現在は貸し手、借り手双方が整って初めて管理機構側で借受をするというような形になっております。その仲介にはですね、当然町の担当課の方も入って貸し手からのお話、借り手の希望ですね、そういったものを聞きながら調整をして進めておりますので、そういった部分の中でですね、得た情報としてそういったものを就農相談、そういった部分でも当然情報として役立たせながらですね、対応して参りたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

今のお話はよく分かるんですね。やっぱり自分の土地を誰が使ってくれるのか、誰が将来管理してくれるのかなというのは、農家にとってみたら土地っていうのは大変な財産ですから、そう簡単には知らない人には貸せないよというようなことですから、私がおね、この土地空いているから出すよと、じゃああんたがそれを使うということでペアになって申請をするというようなことじゃないかなという具合に常識的に思うんですが、この町もですね、こういう農業の近代化をやって行く上では、やっぱり今持っている農家の方がですね、ある面では先ですね、自分が農家ができなくなる、高齢化になって農家ができなくなっちゃうという先を読みながらですね、農家の将来の面倒を見てもらう、ただしそれはとても遠いところの方では心配だということで、町内で見るということのね、先ほどの3人の方みたいなのが広がって行って、そういう方が見るというような上手いサークルを考えれば農地中間管理機構というのは、私は国が考えた大変良い企画だと思うし、是非これは活用できるようにね、改めて制度的に町内で考えてもらいたいという具合に思います。

次の質問をします。

耕作面積についてはですね、現在は3人の方は今は6反位やっているという具合に言

っています。今年。だから1番はじめの人が来てから5年目ですよ。2人が来てから3年経つ訳です。それで6反位の農地をやっていると。さっき答弁にもありましたけど、来年には2haあるいは3ha位になるということも伺っております。国は最初冒頭に私が言いました質問の概略のところでお話しましたように、国は20haから30haの土地の利用型の農地を目指すという具合に言っています。これくらいの耕作農地を持たないと、要するに農業オンリーで生計を立てるとするのはとても難しいのだろうという具合に私は解釈しております。その点今はもうできないよと言う程使ってくれという農地の希望があるんだという具合に思いますけれども、その国の20だとか30haのね、土地の利用型の農地を目指すということとの関連はどのように考えているんですか。お尋ねします。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

すいません。国の方の20から30という数字がですね、どういった考え方から出てきたというのは、すみません。勉強不足でそこまでは承知はしておりません。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

これは是非調べていただいてですね、私も憶測なんですけど、やはりこれ位やらないと1町や2町のね、専業農家というのは、なかなか現代難しいと、農業だけではですね、そういう配慮があつて国の基準がこういう具合に示されているんだという具合に思っておりますので、我々が今やろうとしている集落営農がですね、そういう方向に向いているのか、どうなのかということ、そしてそれに向いていて、なおかつそれが法人化されればね、非常に良い組織形態となるなど。その中には、アルバイトさんでやってもらったり、説明がありました部分的なね、分業の作業をするというような形が出てくるとね、回転としては非常に上手いものができるなど。これは今佐久間でやっているんですが、私は是非保田の方でもね、町長保田の方なんですが、保田の方でも同じようなね、核をね早急に作ってもらいたいなという具合に実は思っております。先日ですね、2、3日前ですが、皆さんが知っていると思うんですが、保田のすこやかがありますね、すこやかの裏手の方、すこやかの裏手でですね、保田川までの間、あそこら辺りにですね、田んぼの土地が大分あるんです。町長よく御存知だと思うんですが、私長靴履いてぐるっと回って見たらですね、約20枚あります。正確には18枚です。それでこれは農地としてね、今年もちゃんとやったなという農地と、それからもうこれは放棄されているという枚数を数えてみると大小はありますけど、ちょうど半分ずつでした。半分は現在も耕作されていると、半分はもう耕作放棄地になっている。だから冒頭説明で言いましたが、この作業の中にはですね、総合計画の中にはこれをやることによって環境も良くなるという言葉は一つもないんですが、私はこれをやることによって環境も良くなるという具合に考えております。是非そういう意味では保田の方にもですね、まずは

佐久間で良いと思いますけど、保田の方の調整もしていただきたいと。どうですかね。あるところで他所から来た人がですね、農業をちゃんと営んでいてNHKに出たという名前は申し上げませんが、人がいますよね。そういう形で保田の方もいっぱいそういうところは誰かにやってもらいたいというところはありますよということをこの場でお伝えしておきたいと思います。

それから次の質問に入ります。

新規就農者の呼び込みについて現在では、必ずしも十分ではないという具合に私は思います。ホームページだけで、ホームページに載っているかどうか、私は調べられなかったんですけど、ホームページだけでは物事というのはなかなか、これで解決すると、どんどん来てくれると、そんなうまいもんじゃない訳ですね。空家バンクと同じです。優遇措置やですね、去る10月に内房の2市1町で有楽町のふるさと回帰支援センターで宣伝活動を農業の先輩実績者の協力を得ながらですね、実施をしているようですが、今後ともこういうことは是非繰り返していただきたいと思っているのですが、宣伝の仕方としてどのように考えているのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

新規就農者の場合、呼び込みということで確かに今、議員おっしゃるようなそういう形で実施していることもございます。またそれ以外にですね、年に数回東京で色々な形で新農業人フェアであるとか、新規就農セミナー、あるいは南房総でのお仕事探しとかですね、そういった色々なイベントをやっておりまして、そこでこの地域をPRするとともに、農業の関係をPRしてございます。そういったところにですね、忙しい中大変申し訳ないんですけども、新規就農者で現在活躍しております方にもですね、同席をしていただいて実際のこの町の雰囲気であったり、苦労話、そういったものをして行きながらおもしろおかしくと言うんですか、やはりフレンドリーに対応をしているというような状況がありますので、非常に好評を得ておりますから今後についてもですね、引き続きそういった色々な機会に出て行ってですね、町の宣伝と共にそういう新規就農の呼び込みに対して努力して行きたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛）

新規就農者の方ですね、呼び込みについては私も今3人の若い人がね、新規就農者できてくれている訳ですが、彼らと話をしているうちにですね、あることに気が付いたんですね、どういうことかと言うと、一番長い人は長野の農業大学校、短期大学ですけどね、彼は高校も農業を出ています。それで昔東京にいたんですが、南房総と思い入れがあって是非ここで農業をやってみたいなというようなことで、5年前に来たと。2年経ってからですかね、あとの2人を呼んでいると。それは誰を呼んでいるかと言うとですね、彼の学校の同級生なんですね。だから農業大学ですから、農業をやろうという人達がい

る訳です。いっぱい。それでその人達は必ず農業をやる土地がですね、土地がちゃんとあるよという前提で大学に行っている訳でもない。だから呼ばれた2人もですね、先輩の彼から呼ばれば、言ってみれば二つ返事で来たというのが現実ですね。私は大変難しいだろうと、空家バンクだって2年経ったって多分一つもない訳でしょ実績は。難しい訳です。農業というによっぽど難しいと思うんですね。その中で新しい人をね、雇って連れてくるということは、来てもらうということは並大抵のですね、宣伝活動をやったとしても、ホームページで流したとしてもなかなか上手くいかない。是非、今3人いる人に理解を得てですね、要するに先輩が鋸南町の農業という会社に就職しているという具合に考えていただいて、後輩にね、また来てくれないかということ先生を紹介をするというようなことがね、できるんじゃないかと思うんですね。それは我々が会社に入った時と同じです。先輩が入っているからということでそこに入って行く訳です。もちろん学校との関係もあります。そういうこともありますので、それは私のアイデアですので提供していますので、是非考えてください。東京に何回も行くよりも効果が上がるかもわかりません。諸々聞きましたけど、最後に町長さんに一言お尋ねをしたいと思います。

この集落農業と今縷々質問してきました法人化の進捗状況というのはですね、ピンからキリまで大きさ、規模があると思うんですね。とても難しい内容でもあったり、財産を扱うわけですから。農家の人ですね。とても難しい内容と考えたら一步も進まない。だけど都合よく、要領よく行けばですね、作れなくなった人は誰かに作ってもらってですね、やって行くと、今後作れなくなりそうな人はそこに提供するというのが自然の通りだと思うんですね。考えようによっては、考える規模によってはですね、今まで程度で収まっちゃうか、もっと大きなね、この町でやったことのないような改革に繋がるかということにもなると思うんですが、この仕事に、この総合計画にある新規就農者の受け入れあるいは集落農業の法人化の進捗についてですね、町長はどの程度の意気込みを持って進めようと、やろうとしているのか。最後にそれをお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（小藤田一幸）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和）

緒方議員、今意気込みをという話でございますが、これはもう意気込みも何もない訳でありまして、そういう言い方はおかしいですけど、当然我々の町に農業という産業があつてですね、それを維持をしていければ一番良い話でありまして。まずはですね、農業所得を上げるというところが一番問題なところでございまして、どうしたら所得が上げられるかということを考えて行かなければならない話であります。と思っております。先ほどから緒方議員がおっしゃっています自分の田舎の方ではですね、色んなことがやつてあるという話であります。我々のところは既に

【ベルが鳴る】

それをやっちゃってある訳でありますので、土地区画整備事業がやつてあつてですね、

勝山にも組合と言いますかね、そういうものがあるし、ダムもですね、含めてそういう事業をやっているんです。やってあってなおかつですね、やってあってなおかつそれを有効活用していくためにはどうしたら良いかということでございますので、やはり農業そのものが所得が上げられる農業になっていかなければならないと、そう思っていますので、その一つとしてですね、法人化があり、そしてまた色んなですね、形態があって良いと思うんです。我々の町に、例えば専業農家の方があって良いし、兼業農家の方があって良いし、そういうような家族のですね、家族と言いますかその家の経営体と申しますか、それはやっぱり農業のみならずですよ、農業のみならず経営体としてですね、所得を上げて行くことができるというような地域作りを目指して行かなければならないと思っていますから。そういう意味ではですね、一つの視点だけではなくてですね、総合的に色んな角度でそういうものを求めていきたいと、それがですね、ある意味では目標であります。

以上であります。

○議長（小藤田一幸）

時間がきましたので、はい。

以上で、緒方猛君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をし、午後1時30分から会議を再開します。

…………… 休憩・ 午前12時04分 ……………
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎1番 田久保浩通

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き会議を再開します。

田久保浩通君の一般質問を許します。

1番 田久保浩通君。

【ベルが鳴る】

○1番（田久保浩通）

私からは地域コミュニティをどう維持していくかと都市交流施設道の駅保田小の今後のビジョンについて2件質問いたします。

私の住む佐久間地区では、他地区に比べ高齢化が進んでおり、地域の担い手不足が深刻化しています。65歳以上の高齢者は率にして49.6%。地域コミュニティ機能の低下、衰退の方向に向かって確実に進んでいます。そのため、地域で行われている環境美化活動・地域安全活動、奉仕作業や伝統行事などの維持が難しくなっています。

また、なかなか次年度の役員が決まらず困っているとの声も聞いています。この傾向は、佐久間地区以外でも言えるのではないのでしょうか。今、問題のない区にしても、いずれこの現状に直面していくのは明らかです。町として、区内の問題には、直接係わることが難しいと思いますが、この状況を野放しにはできません。地域コミュニティを維持していくために、町として、支援策など考えていればお聞きかせください。

2つ目の質問です。

今、各自治体では、各自治体で抱えている問題の一つに、統廃合された学校の廃校利用が大きな課題だと聞いています。

わが町では、保田小学校だった建物を改装して、新たに「道の駅保田小学校」として再生、スタートしました。

開業以来、道の駅としては、宿泊できる施設ということで、その話題性から、各メディアに取り上げられてきました。集客目標の数値も大幅に上回っていると聞いています。集客も安定し、売り上げも順調とのこと。順風満帆のスタートです。また、道の駅が地域の経済や雇用にある程度の効果を果たしてきました。

先月18日に行われた、保田小文化祭に足を運んでみました。駐車場は既に満杯。あきらめて臨時駐車場へ。駐車場には観光バスが3台止まっており、きょなん楽市では、品物を選ぶ観光客でごったがえし、レジには長い行列ができ、その盛況さを目の当たりにしました。

そこで2点質問します。

1点目、具体的に、実績を数字で示してほしい。

2点目、集客を維持していくための今後のビジョン、また今年度新たに取組んだことがあれば、お聞きかせいただきたい。

以上よろしく願いいたします。

○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

田久保浩通議員の一般質問に答弁をいたします。

御質問の1件目「地域コミュニティをどう維持していくか」についてお答えいたします。

「地域コミュニティを維持していくために、町として、支援策など考えていればお聞きかせ願いたい」についてであります。地域コミュニティとは、幅広い定義では、地域住民が生活をしている場所で、住民相互の交流が行われている地域社会、例えば、自治体、区、婦人会、青年会、子ども会、スポーツクラブ、福祉ボランティアあるいはそのような住民の集団を指すそうありますが、議員御質問は、地域自治の基本組織である行政区の抱える問題についての御質問と思われるので、その点に絞ってお答えさせていただきます。

御存じのとおり当町には保田地区に14区、勝山地区に8区、佐久間地区に4区の合計26の区がありますが、おそらく江戸時代以来の自然集落であり、住民によって大事にされてきた地域的単位を基本として自治運営されてきた組織だと理解をしております。明治の頃から区制が実施され、その後の変遷を経て現在の組織状況があるようでありませ

す。それぞれの区は、慣例により自治的に組織をされたもので、区内の自治、慣行、貯蓄、作業、共同出荷などが行われ、町事務の他、各種通知書の配布、各種連絡、伝達業務の委嘱、そのほか道路、橋梁、消防など町に対する住民の要望は、区を通じて行われ、町行政に対して区の意見は大きく反映されており、現在も住民にとって必要不可欠な組織となっているところでございます。

また、互助により個人や家庭の単位で解決できないような問題の深刻化を緩和する機能や、災害等の危機的状況に対応する機能を持ち、自然環境や食料生産能力の維持、又お祭りや伝統行事を継承し支えてきているものと思います。

しかしながら、年々、若年層を中心に都市部への人口流出が目立ち、過疎化や高齢化の進行による地域内の担い手の減少から、議員御指摘のとおり、担い手への負担が多くなってきているということでもあります。

今後の地域での活動や伝統行事を維持していくことに対しての危惧や区の役員選びに苦慮しているなど地域内でも様々な問題があること、そして、皆さんが、問題解決に向けて努力されていることは十分承知しているところでございます。

町として、現在、区に支援させていただいているものとして、コミュニティ活動の促進を図るために、活動に直接必要な設備等の整備、集会施設の建設又は大規模修繕、地域防災組織育成のため防災活動に必要な設備等の整備に関して助成を行っております。

近年では、主なものとして塚原地区・田町区の屋台の改修、仁浜青年館の改修に対し支援を行っております。

また、年度当初にカーブミラーや防犯灯の設置要望を受けて新規設置や交換に対する助成、各区で管理をしている集会所の改修改善費用についても助成をさせていただいております。この他、地域内で行われる草刈や病虫害駆除、排水路の清掃作業などの際には、ダンプ車両や消毒用の噴霧器等の貸し出しといった物的支援もさせていただいております。

町といたしましては、区の運営に直接かかわることはできませんので、区の自主性を尊重するとともに、地域が考える必要な取り組みに対して、行政ができることは引き続き支援して参りたいと思います。

ひとり暮らしの高齢者や子育て世代が安心して暮らせる環境づくり、地域全体での防災体制づくりなど、あらたに必要とされている取り組みをどのように進めていけば良いかといった課題に各部署が協力・連携して地域と向き合って、適切に対応するよう努力して参りたいと考えております。

2件目「都市交流施設道の駅保田小学校、今後のビジョン（戦略）は」について、お答えいたします。

御質問の1点目、「具体的に、実績を数字で示して欲しい」であります。保田小学校は平成27年12月にオープンし、御承知のとおり、「廃校を活用した道の駅」として、その特色が多くテレビ等で紹介され、メディア効果により、順調なスタートを切ることができました。

平成27年度の実績は開業からの4か月間の状況となりますが、利用者数は10万5,806人となりました。なお、この数値は直売所のレジ通過者数であり、実際には複数で来場していると思われるので、単純に2倍しましても概ね21万人の来場があったと考えられます。

施設全体の売り上げとして、直売所等の売上が1億7,724万4千円、テナントの売上が4,267万円、合計いたしますと施設全体で2億1,991万4千円の売り上げとなったところであります。

次に、平成28年度の実績といたしましては、利用者数は29万8,174人となりました。この数値につきましては、先ほどの説明同様に、直売所のレジ通過者数でありまして、実際には複数で来場されている方が主であると思われるので、単純に2倍の数に、宿泊者5,000人余りを含めて、概ね60万人の来場があったと考えております。

売上高につきましては、直売所等の売上が5億1,995万8千円となり、テナントの売上が9,372万6千円を併せまして、施設全体で6億1,368万5千円の売り上げとなったところであります。

また、売上の内、直売所での町内の比率につきましては、19の町内業者と188人の出荷者組合の方により、直売所売上全体の31.7%となっております。1億3,930万4千円を売り上げております。

施設全体の概況につきましては、開業によって、指定管理者である共立メンテナンス側で43名の雇用、入居テナント関係で18名の雇用、併せて61名の新規の雇用が生まれております。

平成27年12月のオープンから1周年を迎え、年度単位の営業で見ると、お客様・売上ともに、オープン景気がありました前年と、遜色ない数値となっております。

28年度の予測としましては、8月や12月の夏休み・冬休みに集客があると想定をしていましたが、結果的には5月、10月、1月から3月と、ゴールデンウィークや秋の行楽、年明けの花観光の時期に多くの集客がございました。

また、行政にとっても課題である、「廃校利用」のモデルケースとしても注目を集め、平成27年度は25団体、322名、平成28年度は37団体431名の視察を受け入れしております。

御質問の2点目の、「集客を維持していくための今後のビジョンや今年度取り組んだ新たな取り組みがあれば、お聞きしたい」についてであります。 「都市と農山漁村の交流活性化の拠点としての活用」との観点から、賑わいを作り、町外からの来訪者を誘致するために、指定管理者の共立メンテナンスと協力して、今年度はこれまで6つのイベントを開催して参りました。

4月29日から5月7日の間のゴールデンウィークに併せて、「保田小黄金週間ゴールデンウィークフェスタ」、6月10日、11日には、勝山・保田の両漁協の御協力をいただき「鋸南ビッグマルシェ2」、8月11日、12日には「夕涼みナイト2017」、10月14日、15日には「鋸南ビッグマルシェ秋の保田小収穫祭」、11月19日には「保田小文化祭」、今月も9日、10日に「保田小開校記念祭」も開催され、学校行事に模したイベントを多数展開しております。

今後の取り組みとしては、集客、購買意欲を促進するため、道の駅では珍しい、Tポイントカードやクレジットカード決済の導入による差別化も検討されているところがございます。

さらに、ETC2.0搭載車が対象ではありますが、全国20か所で実証実験が実施される、「高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の実証実験」が保田小学校で行われる予定となっております。

今後のビジョンとしましては、インターチェンジに近い地の利、全国でも珍しい「廃校利用施設」であることをさらにアピールし、都市と農山漁村の交流活性化の拠点として魅力的な空間の演出に努めて参りたいと思います。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君、再質問はありますか。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

それでは1点目の地域コミュニティをどう維持していくかについて再質問させていただきます。

平成16年をピークに日本全体の人口が増加から減少に転じています。特に中山間地をはじめ、過疎地域の人口減少率が大きいとのこと。限界集落とか危機的集落という言葉が最近よく耳にします。限界集落の定義としては、65歳以上の人口比率が50%以上とされています。65歳以上でも働いている人は多くいる訳ですが、一つの線引きとして定義されているのだと思います。

そこで質問します。

町全体での65歳以上の人口比率はどうなっていますか。また近隣3市の65歳以上の人口比率が分かれば教えてください。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

それでは鋸南町の65歳以上人口比率、いわゆる高齢化率でございますが、お答えをさせていただきます。

本年4月1日現在で県の統計課におきまして集計をいたしました市町村別高齢者人口に基づきましてお答えをいたします。なおこれは住民基本台帳人口から集計をしたものでございます。鋸南町の高齢化率、65歳以上人口の比率でございますが、45.1%

これは千葉県下では御宿町の48.5%に次いで2番目に高い数値となっているところでございます。

また近隣の3市の同様の人口比率の状況はということでございますが、まず南房総市でございますが、43.3%この比率はですね、鋸南町に次いで県内で3番目に高い比率でございます。続いて館山市は37.5%、これは県内で9番目でございます。最後鴨川市が36.8%、鴨川市は県内11番目という状況でございます。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君、ありますか。

はい。

○1番（田久保浩通）

ありがとうございます。

南房総市は鋸南町に次ぐ高齢化が高いということですが、館山市と鴨川市に関しては、最近是非常に定住者が増えているということで、若い方が随分入っているということでこれだけの数字が出たのかなという気がしております。

次の質問に移ります。

町の行政区は26区ありますが、現在65歳以上の人口比率が50%を超えている区は何区存在しますか。また65歳以上の人口比率が50%以上超えた区が出たのは平成何年頃からでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

それでは町内の26区の中で65歳以上人口が50%を超えている区につきまして、先ほど同様にですね、本年4月1日現在の住民基本台帳人口により集計をいたしました行政区別人口表がございしますが、それによりますと現在6つの区、6区ですね、におきまして65歳以上人口の比率が50%を超え、いわゆる限界集落と呼ばれるような状況となっております。またその限界集落が町内ではじめて生まれた状況となったのはいつ頃かという御質問につきましてはですね、詳細なデータというものはございませんけども、調査したところではですね、平成20年の4月の時点でですね、一つの地区が限界集落の状況になったというふうに把握しているところでございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

ありがとうございます。

確実に過疎化、高齢化が進んでいる現実は否めません。ここにきて加速度が速まっているようにさえ感じます。

地域コミュニティを維持するための条件としましては、色々考えられますが一般的には子育て世代の移住・定住の促進、若者の人口流出が止まらず人口流入が少ない現状を

逆転させる、新しい世帯が生まれる、これらが必要条件だと思います。またそう言われてきています。これは全て人口減対策にも当てはまるのではないのでしょうか。またもう一つの対策方法としては、地域住民を移住させコンパクトシティを作りあげ、コミュニティを維持していくことで限界集落を解消させる考えです。この対策方法は非現実的で飛躍しすぎているようにも思われますが、実際に取り組んでいる地域があります。区のことには区で考える、これが大原則です。どうしていくかはそれぞれの区で知恵を出し合って暮らしやすい地域を作り上げていかなければなりません。

例えば区独自で行っていた行事を他地区と協力して一緒に行っていく、学校が統廃合するように区の統合を考えていくなど、いずれも難しい課題だと思いますが対策は必要です。

今までに区から区の統合といった相談や動きはありましたか。

○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊）

総務企画課で区長会の事務局を担当しておりますのでお答えをいたしますが、現在においてですね、区の統合に係るような区長さんからのお話、また相談、そのようなことについてはですね、現在まで把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

ということは、まだまだ危機的状況ではないのが現実なのかもしれません。今回区内の問題ということで町が直接区に介入できないということは分かっていたのですが、あえて質問させていただきました。これからさらに一人暮らしの高齢者が増え、増々高齢化が進んで行きます。町から地域が考える必要な取り組みに対して行政ができることは支援していくとのこと、区からの声に各部署が向き合って対応するよう努力したいとの回答をいただきました。地域と行政が共同で地域課題の解決に取り組む方向で進んで行くものと受け止めましてこの質問を終わりにします。

続きまして、2点目の再質問です。

先ほど視察の件の実績報告がありました。平成28年度は37団体、431名この数字を見ても道の駅が注目されているのだと思いました。視察は千葉県内が多いと思いますが、県外からの視察はどれ位あったのでしょうか。また今年度の様子が分かれば教えてください。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

今年度についてもですね、相変わらず視察は多いような状況がございます。

大変申し訳ありません。資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答え等をさせ

ていただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

県外からの視察は結構ありましたでしょうか。

遠いところでどういうところが来ているのか教えていただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

県内外の数につきましてもその資料を今持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきますと思いますが、全国北は北海道から南は沖縄まで全国から沢山の方がみえている状況がございます。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

はい、ありがとうございます。

今の話ですと、北海道から沖縄ということですので、非常に全国から来ていただいている、それだけ注目度が高いというふうに受け止めました。

次の質問に移らせていただきます。

答弁では、宿泊に関する数字が示されていませんでしたが、そのことについてお聞きします。利用客の数や稼働率についてはどうでしょうか。また利用されている客層など分かれば教えてください。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

年度に分けて御説明させていただきます。

平成27年度については、12月から3月ということで4カ月間になりますけども、宿泊者数については、693人、稼働率は18.3%、平成28年度につきましては、宿泊者数は、5,053人、稼働率は36.4%となっております。

客層につきましては、正確なカウントは取ってはおりませんが、大体30代から40代のファミリー層が一番多いようで、次に50代から60代の御夫婦の利用が多いというふうに伺っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

宿泊ができる道の駅というのが一つの売りだったと思うんですけども、この稼働率を見る限りではそれほど高い数字が表れていませんが、宿泊客が伸び悩みの理由、どういった形で分析していますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

利用者の分析ということですが、時期的に見ましてやはり夏休み等が非常に利用が多いと、週末についてもですね、かなり他の時期も多いということになっていますので、やはり平日の利用客こちらの稼働率をいかに上げて行くかというのが一つ課題であろうかと考えています。これらにつきましては、今後指定管理者の方とも協議を重ねて行くんですけども、やはりただ泊まるだけではなく他に何かを体験しながらですね、付加価値を上げて行くと言うんですか、そういったような形で進めて行きたいというように考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

色々原因が考えられると思いますが、一般的に考えると料金設定に問題があるんじゃないかなという気がします。来て泊まるだけ素泊まりの料金がこの金額というのうはかなり高いんじゃないか、またそういう声が聞こえてきますが、料金設定どういう形で決められたんですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

この料金の設定に関しましては、開設の前にですね、近隣の公共施設であったり、あるいは民間の施設であったり、そういった所の状況の調査をさせていただきました。そして宿泊料金につきましては、条例でですね、上限額を4千円と規定をさせていただいたところがございます。素泊まりで4千円、民間の施設等でもですね、当然そういうような所も数多くございまして、決してこの金額が高いから稼働率が上がらないというようなことだけではないというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

地元の宿泊業者との関連ももちろんあると思いますが、地元の宿泊業者に関しては独自にコンセプトをしっかりと掲げて企業努力をしていると思います。道の駅には安い料金で泊まっていたら、その浮いた分食事や土産など地元にお金を落していただくということも考えてみてはどうでしょうか。是非料金の設定の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、質問します。

道の駅保田小は3年目を迎えました。今まで様々なイベントを実施し、集客に繋げてきました。今後の課題の一つに平日の集客対策が必要だと思います。土日祝日は平日に比べ観光客は少ないです。地域住民に足を運んでもらうことも大切だと思います。何か

この辺の対策は検討していますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

平日の利用客を増やすにはということですが、現在指定管理者の方ですね、毎朝9時45分にラジオ体操を実施しております。このラジオ体操11月からですね、出席者カードを導入いたしまして、皆勤賞であったり、努力賞であったりなどを設定しまして町民参加の拡充、また健康維持促進を図っておるような状況でございます。毎日15から20名程度の方が参加しているということですので、そういった部分をですね、さらに拡充していけるように努力していきたいということで伺っております。また先ほども説明をしましたが、色んな体験メニューを今後設定していった平日の時間の中でですね、色んな方が色んなことが体験できるようなメニューの導入を図り、利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

是非取り組んでいただきたいと思います。

最後に町長の答弁に廃校利用施設であることを更にアピールして努めていきたいということです。私も大賛成です。

そこで2点提案いたします。

まず1つ目、学校の文化祭をイメージして模擬店などできないでしょうか。テントなどを張って寒い時には温かいもの、例えばおでんやおしるこ、あま酒とか。暑い時には冷たい飲み物やかき氷などをコーナーを設けて販売してみてもどうでしょうか。外が賑やかなほど良いと思います。

2つ目の提案です。

学校と言えば先生、生徒がいて勉強する場です。施設内に例えば学びの宿に教科書を置いてみてはどうでしょうか。ただ置くだけではなく、昭和30年代、40年代、50年代といった年代ごとに置くことによって幼い頃、小学校で学んだ教科書を手にすることで子どもの頃を思い出し、懐かしさが実感できるのではないのでしょうか。

検討してもらえませんか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

1点目ですね、外でという部分につきましては、現在もテナントでやられている所があります。確かにテイクアウトができたり、簡単に食べられるもの、そういったものがあると非常に良いということはこちらの方も感じておまして、毎月定例的に開催されております連絡調整会議、指定管理者との協議の中でもですね、是非そういったものを拡充していただきたいという要望の方は上げておるんですけども、やはり入居のテナ

ントさん達の協力、そういったものもないとなかなか進められないという部分もありますので、今後も辛抱強くその辺は協議を進めて参りたいと考えております。

2点目の教科書の関係、非常に良いアイデアだと思いますので、そちらについてもですね前向きに検討協議させていただければと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通）

いずれも地域住民の方からいただいたアイデアです。是非検討して実行していただければと思います。

それを願ひまして私の質問は終わりにいたします。

○議長（小藤田一幸）

以上で、田久保浩通君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をし、14時20分から会議を再開します。

…………… 休憩・ 午後 2時07分 ……………
…………… 再開・ 午後 2時20分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

地域振興課長の飯田浩君の方から答弁をお願いします。

はい、どうぞ。

○地域振興課長（飯田浩）

すみません。先ほどの田久保議員のですね、御質問の比率についてお答えさせていただきたいと思ひます。

平成27年度につきましては、県内の団体が約10%、県外が90%、28年度につきましては、県内が25%、県外が75%で29年につきましては、10月末でございますけれども、14団体、129名の視察が行われております。こちらの比率につきましては、県内が約30%、県外が70%ということになっております。

よろしくお願ひいたします。

◎一般質問

◎12番 三国幸次

○議長（小藤田一幸）

それでは次に、三国幸次君の一般質問を許します。

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○12番（三国幸次）

私は、医療報酬と介護報酬について質問します。

介護報酬はほぼ3年に1度改定されます。今回は2年に1度の医療の診療報酬改定と重なる年のため、財務省は診療・介護の報酬を一体的に削減する機会にすることを狙っています。

診療報酬・介護報酬の削減は、国民の命を守る医療・介護提供体制の衰退に拍車をかけるものであり、広範な医療・介護関係者からは「これ以上の報酬削減は許されない」とプラス改定を求める声が広がっています。

世論に押され、「政府・与党内で介護報酬についてはプラス改定とする方向で調整に入った」との報道もされています。

そこで2件の質問をします。

1件目は、診療報酬引き下げの影響についてです。

医師の長時間・過密労働がマスコミで取り上げられて問題になっています。このような中、国は診療報酬について、薬価部分だけでなく医療行為に支払う本体部分も引き下げ、全体で2.5%以上の大幅なマイナス改定をしようとしています。

診療報酬については、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、病院関係団体などがそろって診療報酬のプラス改定を求めています。

11月に厚労省が発表した2016年度の実態調査では、患者が一般的な治療を受けられる病院での利益率はマイナス4.2%と過去3番目の赤字幅となっています。

そこで、3点質問します。

1点目、国が検討している診療報酬改定の内容はどうか。

2点目、病院などと利用者にも与える影響はどうか。

3点目、町としての対応をぬかりなく検討していく必要があると考えるがどうか。

2件目は、介護報酬引き下げの影響についてです。

前回、2015年度の介護報酬改定では過去最大級のマイナス改定が行われた結果、多くの介護事業所の経営が苦境に追い込まれました。職員を確保できず特別養護老人ホームが新たに開所できない事態などが大問題になりました。介護施設や事業者の大半が利益率を低下させ経営悪化に陥っていることが明らかになっています。

2018年度の介護報酬の改定の中での焦点の一つが訪問介護の生活援助サービスの利用制限の仕組みの導入です。

その仕組みは、利用者・家族の介護負担を重くし、ケアマネジャーと自治体に利用抑制の責任を負わせようというものです。

厚労省が来年の報酬改定案で示した、訪問介護の生活援助サービス制限の仕組みは、次のようなものです。

①利用がおおむね1日1回を超えるケアプラン（介護計画）を設定する場合、ケアマネジャーの市町村へのプラン届け出を義務付ける。

②市町村は医師や看護師などをつくる地域ケア会議で届け出られたプランを検証し、ケアマネジャーには是正を促す。

③国は要介護度別の利用回数の基準を示す。

というのですが、この提案には、利用者だけでなく、サービスを提供する介護関係者からも「サービスが抑制され、重度化する」「専門性が必要」との強い批判が続出しています。

そこで、3点質問します。

1点目、国が検討している介護報酬改定の内容はどうか。

2点目、事業者と利用者に与える影響はどうか。

3点目、町としての対応をぬかりなく検討していく必要があると考えるがどうか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「診療報酬引き下げの影響について」お答えいたします。

御質問の1点目、「国が検討している診療報酬改定の内容はどうか」についてであります。平成30年度の診療報酬改定の動向については、去る11月24日に開催された社会保障審議会医療部会の会議で厚生労働省から診療報酬改定の基本方針（骨子案の概要）が示され、議論されているところであり、12月中に取りまとめられることとなっております。

その後、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会が基本方針を基に診療報酬の改定案を厚生労働大臣あてに答申することとなっております。

社会保障審議会医療部会に示されている基本方針（骨子案の概要）は、第1に、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進を図ることとして、かかりつけ医、歯科医、薬剤師・薬局の機能の評価、医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価等の検討が挙げられ、第2に、新しいニーズにも対応でき、安心・安全で納得できる質の高い医療の実現・充実を図ることとして、緩和ケアを含む質の高いがん医療、認知症の者に対する適切な医療等の評価、小児医療、周産期医療、救急医療の充実等の検討が挙げられ、第3に、医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進を図ることとして、外来医療の機能分化、ICT等の将来の医療を担う新たな技術の導入等の検討が挙げられ、第4に、効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上を図ることとして、薬価制度の抜本改革の推進、後発医薬品の使用促進等の検討が挙げられたところがあります。また、社会保障審議会医療部会の会議前の去る10月25日に、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会において、今後の社会保障制度改革について議論されており、国民医療費が過去10年で年平均2.5%のペースで増加していること、近年の

雇用者報酬の伸びを踏まえても保険料のさらなる引き上げに繋がらないよう、「制度の持続性を確保するためにも、少なくとも平成30年度の診療報酬改定について、2%半ば以上のマイナス改定が必要である。」との見解が示されているところでございます。

このことから、現在、平成30年度の診療報酬改定は、段階を経ながら審議を行っているところであり、具体的な改正内容が示されておりませんが、基本方針を基に、前回改正における引き下げ以上の削減が予測されますので、今後の動向を注視して参りたいと思います。

御質問の2点目「病院などと利用者に与える影響はどうか。」についてであります。前回、平成28年度の診療報酬改定は、診療報酬本体で、0.49%の引き上げ、薬価においては、1.22%、材料費は0.11%の引き下げ、全体として0.84%のマイナス改正がありました。が、鋸南病院における平成28年度の決算状況では、診療報酬改定の影響は、ほとんど見受けられませんでした。

しかし、現在、審議されている中で、鋸南病院の収益に影響がある項目としては、医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価による診療報酬及び薬価制度の抜本改革による診療報酬の見直し等が挙げられます。

現段階では、詳細がはっきりしておりませんが、今回の診療報酬改定は、医療費の伸びを抑制する上で、診療報酬本体の引き下げも求められておりますので、必然的に病院において、益々、医療の質を高めることで加算を受けなければ収益性は低下するものと思われ。一方、利用者は、診療報酬の引き下げで窓口負担の軽減が見込まれますが、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入、薬剤自己負担の引き上げ、医療保険における後期高齢者の窓口負担のあり方等利用者負担が増加する方針も検討されておりますので、国、県からの情報を集め適切に対応して参りたいと思います。

御質問の3点目「町としての対応をぬかりなく検討していく必要があると考えるがどうか」についてであります。今回の診療報酬改定においても、様々な方針が打ち出され、改定が行われるものと思われ。改正の内容に素早く対応できるよう情報を集めて、鋸南病院と連携して有益な診療報酬が得られるよう協議を行うとともに、当該病院が地域の中核病院としての役割が果たせるよう支援を行って参ります。

また、利用者に対して、きめ細やかな改定内容の周知に心がけて参りたいと思っております。

2件目の「介護報酬引き下げの影響について」お答えをいたします。

御質問の1点目、「国が検討している介護報酬改定の内容はどうか」についてであります。現在、国の諮問機関である社会保障審議会の介護給付費分科会では、平成30年度に、原則3年に一度改定される介護報酬について検討を重ねております。

社会保障審議会では、介護報酬改定にあたり、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、介護ニーズもさらに増大することから、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠であること。質の高い自立支援・重度化防止に資するサービスを推進すること。一億総活躍社会を実現するため介護離職ゼロへの取り組みと、介護人材の確保・処遇改善への取り組みを推進すること。介護保険制度の持続可能性を高め

るための取り組みを進めることの4点について、現状認識を踏まえながら、今回の介護報酬改定の基本的な視点と決めて議論しているところであります。

今後、12月中に介護報酬改定の基本的な考え方の取りまとめを行い、来年1月中旬以降に、介護報酬改定案の答申が行われる予定となっております。一部新聞では、人手不足による人件費増加の影響により、介護サービス事業者の経営が悪化していることへの対応をしながら、社会保障費の増加も抑える必要があることから、介護報酬の引き上げ幅は小幅とする一方で、サービスの種類によっては、利益率を勘案した介護報酬の引き下げなど、適正化を図るとも報じられております。また、リハビリ専門職と連携した機能訓練を実施する事業者には、介護報酬を手厚くすることも報じられているところでありますので、今後も動向を注視して参りたいと思います。

御質問の2点目、「事業者と利用者に与える影響はどうか」についてであります。前回、平成27年4月の介護報酬改定では、マイナス2.27%と報酬が減額されたところであり、人手不足による人件費の高騰と合わせて収益性が悪化し、厳しい経営状況を強いられた事業者もあったと聞いております。幸いにも、この安房地域ではサービスの休止に追い込まれたところは無かったと聞いておりますが、事業者では経営を安定させるため、利用者の確保や加算を受けるための介護サービスの質の向上と充実を図るために、大変な御努力をされたとも聞いております。

また、平成29年10月に公表された介護サービス施設・事業所の経営状況を把握する介護事業経営実態調査では、平成28年度決算における平均収益率は、平成25年度の前回調査と比べて7.8%から3.3%へと大幅に低下している結果となりました。

事業者にとりましては、今回の介護報酬改定で更に引き下げられた場合は、前回と同じような状況が生まれ、より厳しい経営状況となることが予想されます。

また、介護サービス利用者にとりましては、サービスの種類によっては負担が減るものと思われませんが、一方で介護事業者の収益低下や人件費の高騰による影響で十分に職員が確保できないことから、サービスの質の低下を招き、利用者にとってマイナスの要素となることが懸念されます。現在、国は検討段階であり、介護報酬が引き下げられるのか、詳細はまだはっきりしておりませんが、介護報酬改定で示されている地域包括ケアシステムの構築への対応と、事業者に対する情報提供に十分努めて参りたいと考えております。

御質問の3点目、「町としての対応をぬかりなく検討していく必要があると考えるがどうか」についてでございますが、前回、介護報酬引き下げと共に、介護保険制度が改正され、保険給付とされていた要支援1と要支援2の方に対する通所介護・訪問介護サービスが総合事業へ移行された際、他の市町村では介護保険制度から外れてしまい、不利益を被った方がおられたと報道されておりました。

当町においては、早期に総合事業への移行に対応し、利用者の方々に不利益や不安感を与えぬよう、現行サービス相当の内容を維持することで、影響が無いよう努めたところでございます。

先ほどから申し上げておりますが、現段階では介護報酬の増減ついて、はっきりした

ことは決まっておりませんが、現在、当町では第7期介護保険事業計画を策定中であり、介護報酬改定によっても、大きく影響を受ける保険給付費の動向は、介護保険料算定そのものに密接な関連がありますので、国・県等からの情報収集に努め、利用者が求めるサービスに沿う対応に努めて参ります。

これからも介護サービス水準の維持・向上を目指し、町民のニーズを踏まえまして、介護を取り巻く諸問題を解決するための施策について、検討・推進すると共に、先ずは、要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、多くの関係団体や職種の方々、地域の方々と連携し、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの実現を目指し、努力を続けて参りたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（小藤田一幸）

三国幸次君、再質問ありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

町長の答弁で分かりますように、国の方針、言葉がすごく良いんですね。聞いただけでは、何か良いことのように聞こえたりするんですね。しかし、それを具体的によく考えてみると、患者負担や自治体負担それから病院の事業者や労働者に対する負担増の方向が隠れているというのが実態です。そこで町長の答弁でもありましたように、報酬の加算を受けなければ収益性が低下するという答えがありました。私の知っているところでは、十数年来の医療制度の改正や診療報酬の改正などで、鋸南病院では、3階病床の改修をしたりして対応する医療から介護へと行ったり、手厚い看護師を付ける施設にしたりとか、3度病院を改修したり、部屋を直したり、スタッフの問題もありますけども、国の制度の改正によって、町が病院の施設に対する対応だけでも3回やっているんですね。その辺について、鋸南病院や町ではこういうふうに対応してこの制度改正や、診療報酬改正などに対応してきて、なんとか病院を維持してきたというような中身が分かればお答え願いたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただいまの三国議員さんのお話もありましたように、鋸南町の鋸南病院に関しましては、3度ほど3階の病床を変えてきた経緯がございますが、全体的に2年毎に改定されます診療報酬におきましては、これまで当該改定の内容を精査した上で病院と協議いたしまして、指導料や管理料の加算につきましては、主に病院側が主体に検討を行って参りました。施設や医療機械の更新に伴う施設基準等の加算につきましては、病院側の意見を踏まえて更新することで加算を取得して収益の向上に上げて参った次第でございます。

具体的には、平成24年度に感染防止対策加算、CT画像撮影における加算などを届

出をしております、許可を受けておるところでございます。また、お話にもありました平成26年度の診療報酬改定により亜急性期入院加算料が9月末をもって廃止されることに伴い3階の病棟を改修し、10月1日に34床の療養病床として開設して参った次第でございます。また、利用者に対しましても窓口において改正内容を掲示、パンフレット等を配布するなどの周知を図って参りました。

以上で答弁を終わります。

○議長（小藤田一幸）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

私の記憶で1番ひどいと思ったのはですね、長期入院の報酬を大幅に引き下げたということがありましたよね。これで1週間を超えたら治っていなくても強制的に退院させられるという事態が日本全国で発生しましたよね。鋸南町でも当然1週間経ったら病院を変えてまた再入院という色んな苦心をして患者に迷惑をかけないようにという対応をしたと思うんですね。そういう意味でとにかく国の制度の改正によって地方自治体や病院がこの20年来、本当に振り回されてきたというのが実態ではないかなというふうに思います。今課長から答弁がありましたけども、3階を変えてきたという時も私の知っているだけでも長期療養で診療報酬が下がるからといって病室を介護療養施設に変更して対応したというのを記憶しています。それから2年後には、また更に制度が変わって、今度は病院の療養施設に変更ということで施設の改修をし、密の高い看護ができるような7対1とかの療養施設に変えたというふうに私は記憶しています。鋸南病院の経営でいきますと、3階の改修の間、その年はやはり病院は赤字になったんですね。3階が動き出してからまたプラスの方に変更してきたという経緯があります。こういう意味で、鋸南町の場合は、病院と町とが一体になって医療制度や、報酬の改定などに対応してきたお陰でなんとか維持できてきたのかなと。鋸南町はそういう意味では、絶対に鋸南町に病院が必要だということで、努力が実っているのかなというふうに私思っています。全国的には、最近特に医師の長時間労働などが報道されたりしていますので、やはり病院なども相当大変な状況が全国的に生まれているものと思われまます。引き続き今確定はしていませんけども、とにかく自然増だけでも何兆円という社会保障費が増えている訳ですから、国の方はとにかく自然増を抑えなくてはいけないということであらゆる手を使ってくる訳ですね。診療報酬がプラスの方向になりそうだといっても薬価や他の方で削減して全体としては引き下げという流れは変わらないと思います。そういう意味では、細かい所にも気配りをして適切な対応をして欲しいなと思います。その点で何か考えがあればお答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

やはり一番に気になるところは、いかに今回の介護報酬が改定されるかということの内容でございます。やはり先ほど答弁いたしましたとおりですね、その内容をしっかり

と検討をした中でですね、病院経営にとって良くなるような形で、また財団法人のきさらぎ会さんとも協議をして参りたいと思っております。

○議長（小藤田一幸）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

次に介護報酬の関係に移ります。

町長の答弁でもありましたけども、国の方策として一番注視しているのは、地域ケアシステムの構築なんですね。これは誰が担うかといったら地方自治体なんですよ。国が大きな声を上げて負担を自治体に押し付けますよという宣言と一緒になんですね。言葉は非常に良いんです。地域包括システムの構築が必要不可欠と。これは自治体が対応しなければ利用者や患者に迷惑がかかるのは目に見えています。鋸南町でも構築はすごく進んでいるとは言えないと思います。それでも利用者には負担をかけないように色々取り組んできて、今鋸南町はやってきているというのが実態だと思うんですね。そして、介護の現場でこの間色んな事件がマスコミで取り上げられましたよね。やはり人材不足などの点から質の悪い雇用をしている結果で出てきたことではないかなというふうに思うんですね。これも町長の答弁があったように、その点も含めてちゃんとしていきたいとの方向ですけども、実態は介護施設などでも本当に経営が苦しくて良い職員が集められないというのが実態だと思うんですね。わたしが一般質問で要支援の地域の総合事業への移行という点質問をした答弁の中でも、町長から総合事業への移転をきちんとやって対応してきたというふうにありました。それでも今回は、要介護2、3あたりの生活援助の回数の制限というのが出てきています。その辺も総合事業の移行という方も検討されているんですね。介護保険がスタートしてから次から次へと介護保険の本体の方を減らして事業の主体を自治体へとか、他の方へ移す方向で流れが進んでいます。前回は要支援の方の対応をしましたけども、2018年度の来年度の新規になると今度は、今介護保険の中でやっている生活援助が回数制限などで、それが自治体の方への対応を迫られる状況が生まれるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では、これまでやってきたことも踏まえてそういうものに対してどういう対応をしていく考えがあるのかその点お答え願えますか。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

町では前回の給付から総合事業の移行に関しましては、利用者の不利にならないようにということの中で、平成27年度を準備期間といたしまして、介護支援専門員への情報提供や説明会を3回実施して参り、当時55人の利用者の方に対して、認定更新の時に個々に対応することで利用料金や利用回数、利用している事業所へ変えることなく移行できるように努めて参ったところでございます。今後の介護報酬の改定内容によりましてもですね、ただ今議員さんから要介護2、3の方におけるということの中で、その給付から事業へと移行された場合に関してもですね、前回同様の形でですね、各その

該当の利用者さんに不利益のないように努めて参りたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次）

医療報酬の改定についても、介護報酬の改定についても答弁としては前向きな答弁があったと思います。引き続き早め早めに検討し、手を打って利用者や町民の負担、困る人が出ないように、病院経営も悪化しないようにというふうに対応して欲しいと思います。これは要望です。

最後にですね、財務省が示した社会保障改革案というのがあるんですね。すごい中身です。私は今回取り上げたのは医療報酬と介護報酬ですけども、75歳以上窓口負担を1から2割に倍増、70歳から窓口負担が2割になった人が75歳になる19年度に実施されるという。これはあくまでも財務省が示したものですから、どこまで実際にやれるかはこれからの問題ですけども、それから紹介状なしの外来受診で負担増の病院を拡大するんだという方向も入っています。これは現役世代は窓口負担3割にし、定額負担初診で5千円以上を上乗せ徴収なんていうのも含まれております。それから医薬品の種類などにより窓口負担を増やすと、収入によって窓口負担を7から10割、どの薬も一定額まで全額自己負担という内容も入っています。そして私が質問した医療機関に支払う診療報酬を連続削減の方向というのが質問の項目で取り上げた問題です。それから介護については、生活援助中心の訪問介護の回数制限、そして報酬削減というものです。利用回数に上限を設けて介護士の資格取得基準を緩くして介護報酬を削減しようというような中身のようです。それから一部のデイサービス事業所の介護報酬を削減と。リハビリ専門職を配置していない事業所の基本報酬を減額するんだということです。それからこれも私の質問で取り上げましたけども、要介護1、2の生活援助なども保険給付外にと。要支援1、2に続いて要介護1、2の人も自治体の総合事業への移行という方向が盛り込まれております。そして介護事業者に支払う介護報酬を連続削減の方向です。前回15年度改正のマイナス2.27%に続き、18年度も削減と。マスコミでは削減ではなく増やすような報道もされたりしていますけども、まだ結果は分かりません。それから生活保護の関連では、子どもがいる世帯の保護費の引き下げ、母子加算をはじめ各種加算、扶助の整理などが行われると。そして医療費を一部負担、または一時的負担ということで自己都合で先発医薬品を使用または回数を多く受診した場合などには負担を求めるというような内容です。それから就労指導を強化して保護の停止や保護費減額もということで、正当の理由なく就労していないとみなした場合に保護廃止の前に実施をするというような内容です。児童手当については、所得制限を強化して共働き世帯に厳しくすると。主たる生計者のみの所得、世帯合算した所得で判定をすると。それから所得制限を超える世帯は給付廃止も検討されていると。現在の特例給付月5千円を廃止を含めて見直しをして行くと。このように政府は全世帯型社会保障というふうに言っていますが、中身をよくよく見るとそれと逆のような方向の中身になっているのが多いのかなというふうに感じます。私は今回医療と介護で取り上げましたけども、社会保障

全般にね、槍玉に上げられて攻撃の、攻撃と言うと口が悪いですけども、削減や自己負担など増の方向で国は検討しておりますので、是非とも鋸南住民が困らないように町としても色々な方向に情報を掴むことにも努力してもらって対応なども早め早めに検討して欲しい要望して終わります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

◎散会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

12月15日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 0 0 分 ……………

平成29年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成29年12月15日 午前10時開議

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 発議案第1号 | 道路整備事業に係る国庫補助・交付金事業の財源確保を求める意見書（案）について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度一般会計補正予算（第4号）について） |
| 日程第3 | 議案第2号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 鋸南町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成29年鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

| | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長 | 白石 治和 君 | 副 町 長 | 内 田 正 司 君 |
| 教 育 長 | 富 永 安 男 君 | 総務企画課長 | 増 田 光 俊 君 |
| 税務住民課長 | 平 野 幸 男 君 | 保健福祉課長 | 杉 田 和 信 君 |
| 地域振興課長 | 飯 田 浩 君 | 教 育 課 長 | 福 原 規 生 君 |
| 水 道 課 長 | 平 嶋 隆 君 | 会 計 管 理 者 | 福 原 傳 夫 君 |
| 監 査 委 員 | 柴 本 健 二 君 | 総務管理室長 | 寺 本 幸 弘 君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

| | | | |
|---------|---------|---|---------|
| 事 務 局 長 | 笹 生 矩 義 | 書 | 記 安 藤 睦 |
|---------|---------|---|---------|

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（小藤田一幸）

皆さん、おはようございます。
議員各位には御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小藤田一幸）

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布しておきました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第1 発議案第1号「道路整備事業に係る国庫補助・交付金事業の財源確保を求める意見書（案）について」を議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

提出者 6番 緒方猛君。

[6番 緒方猛 登壇]

○6番（緒方猛）

それでは、提案をさせていただきます。

発議案第1号「道路整備事業に係る国庫補助・交付金事業の財源確保を求める意見書（案）」につきましては、私の他、5名の議員の賛同を得ましたので提出いたします。

意見書（案）の朗読をもって趣旨説明といたします。

広域幹線道路を補完する地方道路は、地域の生産性向上や活力向上、産業・物流拠点や自然・観光・文化などの地域資源との交流ネットワークを形成するなど、多岐にわたり果たす役割は大きい。また、防災・減災対策の観点から、緊急車両の通行や災害時の避難道・支援物資の輸送路等、安全で安心な暮らしの実現に向け、道路整備は一層重要となっている。当町においても、町道の道路改良事業に併せ、橋梁・トンネルを始めとした道路構造物の長寿命化事業など、国道から町道に至る各種の道路整備事業に対する町民の要望は、極めて強いものがある。

地方道路の整備においては、国庫補助・交付金制度を活用することを基本として事業が進められている中、地方の自主性・裁量制により、地域の生活に密着した道路の整備を安定的に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が平成21年4月30日に施行されたが、特例措置による補助率かさ上げが平成29年度で期限を迎える中、地方の厳しい財政状況を考慮すると安定した道路財源の確保は急務となっている。

よって、本町議会は国に対し、地方道路の早期整備に向けた支援として、下記事項について、その実現を強く求めるものである。

1 国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。

2 「道路整備事業に係る国の財源上の特別措置に関する法律」第2条に基づく特例措置による補助率かさ上げの期限を延長すること。

以上であります。意見書は衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・国土交通大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第2 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度一般会計補正予算（第4号）について）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明をいたします。

専決処分の御承認をお願いするのは、「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について」でございます。

10月22日の台風21号による被災施設の修繕費等に係る予算357万1千円を去る11月2日に専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、3目漁港管理費、消耗品費17万円は、高潮による被害に対し、安全柵等の設置費用でございます。重機借り上げ料17万3千円は保田漁港浮棧橋の修繕にかかる重機借り上げ料でございます。

第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費7万2千円は、海岸に漂着した、ごみや流木の除去作業にかかる重機借上げ料でございます。

第9款教育費、第5項社会教育費、第3目民俗資料館費、修繕料68万円は、民俗資料館屋根の補修費用でございます。

第6項保健体育費、第3目町民体育施設費、修繕料61万8千円は、岩井袋野球場3塁側ベンチ、1塁側門扉、倉庫扉の修理費でございます。

第10款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、第3目漁港施設災害復旧費、委託料185万8千円は、中央公民館裏波返し復旧工事の設計業務の委託費用でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、本補正予算の財源として第9款地方交付税、第1項、第1目普通交付税357万1千円を充当させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第3 議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

一般職の給料条例の改正は、千葉県人事委員会の勧告等に基づき、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の第1条関係の1ページを御覧願います。

第1条関係は平成29年4月1日適用の規定でございます。

第24条第2項第1号は、一般職の職員の勤勉手当の12月支給月数を「100分の85」から「100分の95」に改め、平成29年度における勤勉手当の支給月数を「100分の170」から「100分の180」にするものでございます。

その下の第2号は、再任用職員の勤勉手当の12月支給月数を「100分の40」から「100分の45」に改め、平成29年度における勤勉手当の支給月数を「100分の80」から「100分の85」にするものでございます。

附則第13項は、7級の55歳以上の職員が公務上の負傷、疾病等により休職している場合において、勤勉手当支給の際に、減額する額の算定に用いる率について、12月

支給分を「100分の1.275」から「100分の1.425」とし、最低号給に達しない場合は、勤勉手当減額基礎額に12月支給分については、「100分の85」から「100分の95」に改めるものでございます。

次に給料表の改正でございますが、新旧対照表の2ページから18ページまでは、別表第1において一般行政職給料表を、別表第2においては、医療職給料表の(一)から(三)の改正案をお示ししております。千葉県人事委員会勧告に基づき、平均改定率0.2%の引上げを行うものでございます。

新旧対照表の第2条関係を御覧願います。

第2条関係は平成30年4月1日から施行の規定でございます。

1ページをお願いいたします。

第23条第1項、第4項及び第24条第1項、2ページをお願いいたします。

第2項第1号まで、それぞれ引用している附則が廃止となることから、該当する箇所を削除するものでございます。

第24条第2項第1号は、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を、「100分の95」から「100分の90」に改め、平成30年度における勤勉手当の支給月数を、改正後の平成29年度支給月数と同じ「100分の180」にするものでございます。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を、「100分の45」から「100分の42.5」に改め、平成30年度における勤勉手当の支給月数を、改正後の平成29年度支給月数と同じ「100分の85」にするものでございます。

2ページ下段をお願いいたします。

附則第10項は、55歳以上の7級職員の給料を1.5%削減する規定であり、削減の期間は平成30年3月31日までと定められております。削減の期間が終わることから、4ページの附則第13項までの附則を削り、第14項を第10項に繰り上げるものでございます。

また関連する職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様に附則の削除をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第3号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第3号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条は、平成29年12月1日適用の規定でありまして、特別職の職員の期末手当12月支給月数を「100分の222.5」から「100分の232.5」に改め、平成29年度における期末手当の支給月数を6月支給月数「100分の207.5」と併せて「100分の440」とするものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第2条は、平成30年4月1日に施行される規定であり、特別職の職員の期末手当6月支給月数を、「100分の207.5」から「100分の212.5」に改め、12月支給月数を「100分の222.5」から「100分の227.5」に改めようとするものでございます。平成30年度における期末手当の支給月数も100分の440とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第5 議案第4号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第4号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

市町村の税条例は、総務省から発出されております通称、準則と呼ばれている市町村税条例の例を参考に、一部改正が行われておりますが、現行の鋸南町税条例は、条、項などの番号や用字用語が、準則と異なっていることから、条例の改正時には煩雑な事務作業となっておりました。この問題を解消し、事務効率を高めるため、条、項などの番号や用字用語の整理、それに関しまして業務を委託して、見直し作業を進めて参りました。この度、現行条例の適用内容を維持した上で、準則及び関係法令等に合せた改正案を整えましたことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、鋸南町税条例に規定しております個人の町民税及び固定資産税における納期前に納付した納税者に交付する報奨金制度につきまして、平成30年度をもって廃止させていただきたく、併せて、改正をお願いするものでございます。

さらに、鋸南町税条例の一部改正に伴いまして、鋸南町半島振興対策実施地域におけ

る固定資産税の特例措置に関する条例及び鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例につきましても、改正が必要となりますことから、併せて、一部改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明を申し上げます。

複数に分かれておりますので、順に御説明を申し上げます。

はじめに、資料の左肩に「本則第1条関係」と記載のあります新旧対照表御用意をいただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

税条例の目次について、条番号を準則に合わせるための改正でございます。

1ページ最下段から、2ページ以降につきましては、税条例の本則及び附則について、条、項の番号及び用字用語等について、準則に沿った改正を行うものでございます。

以降、92ページまでは本則に関し、93ページから最終158ページまでは、附則に関する改正でございます。

次に、「本則第2条関係」の新旧対照表をお願いいたします。

第42条では個人の町民税、第70条では固定資産税について、それぞれ納期前の納付に関し、規定しておりますが、納期前の納付に対する報奨金制度を廃止しますことから、当該制度を規定しております、各条の第2項をそれぞれ削るものでございます。

次に、「附則第2条関係」の新旧対照表をお願いいたします。

鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例につきまして、税条例の一部改正と同様に、用字用語等の改正を行う他、税条例の一部改正に伴い、引用する条番号を改正するものでございます。

次に、「附則第3条関係」の新旧対照表をお願いいたします。

鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例につきまして、ただいま附則第2条で御説明申し上げたとおり同様の改正を行うものでございます。

次に、「附則第4条関係」の新旧対象表をお願いいたします。

平成27年に改正いたしました税条例の附則、町たばこ税に関する経過措置を規定している条文につきまして、本則第1条での説明と同様の改正を行うものでございます。

別紙資料、「附則第5条関係」、「附則第6条関係」につきましては、平成28年、平成29年に改正いたしました税条例の軽自動車税等の条文に関し、同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、本則第2条による改正は、平成31年4月1日、その他の改正は、平成30年1月1日に施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第6 議案第5号「鋸南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第5号「鋸南町使用料条例の一部改正について」御説明をいたします。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

別表中、学校施設の項中、「夜間照明」の欄を削除しようとするものでございます。

2 ページを御覧願います。

鋸南町中央公民館の項中、「調理室」の欄を削除しようとするものでございます。

3 ページを御覧願います。

鋸南町老人福祉センターの項中、「一般」の欄中「浴室」の次に「カラオケ1時間につき1千円」を追加し、新たに使用料の徴収について規定しようとするものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございますが、別表鋸南町老人福祉センターの項の改正規定は平成30年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第7 議案第6号「鋸南町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 福原規生君。

〔教育課長 福原規生 登壇〕

○教育課長（福原規生）

議案第6号「鋸南町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

幼児教育の重要性が叫ばれている中で、幼児教育を保障するため幼稚園保育料の無償化を行い、更なる子育て支援策の充実を図るよう、条例の一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

附則に「保育料の徴収の特例」を加え、鋸南町立幼稚園に在園している者のうち、鋸南町に住所を有する者に係る鋸南町立幼稚園の保育料を無料にしようとするものであり

ます。

なお、本条例の施行期日は公布の日から施行し、平成30年4月分の保育料から適用しようとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第8 議案第7号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊）

議案第7号「平成29年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」御説明をいたします。

1ページをお開き願います。

今補正予算は歳入歳出それぞれ9,639万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ43億4,917万9千円とするものでございます。

12ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

人件費ですが、千葉県人事委員会勧告に伴い給料・期末勤勉手当・扶養手当の見直し及び職員採用・昇格また異動に伴う人件費を今回調整させていただきまして、全体では1,733万2千円の減額をお願いいたしました。

第2款総務費、第1項、第1目総務管理費、13節委託料53万円は11月20日付けで行政訴訟が千葉地裁に提訴されたことから訴訟に係る弁護士費用をお願いいたしました。第3目財産管理費、第13節委託料18万9千円は、旧佐久間小学校敷地内の不用となっている焼却炉を撤去するに当たりダイオキシン類の分析を行うものでございます。18節備品購入費41万4千円は、旧佐久間小学校敷地内に建設するバーベキューハウスの備品としてテーブルやコンロ等の購入をお願いするものでございます。

13ページをお開き願います。

第7目循環バス運行事業費、18節備品購入費2,592万円は、平成13年12月に購入した現行の循環バス2台の更新費用でございます。

15ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項、第4目老人福祉センター費、15節工事請負費、貸切風呂建築工事6,739万2千円は、現在使用していない旧浴室を貸切風呂へ改修しようとするものでございます。続いて、脱衣所洗面台増設工事179万円は、従来の脱衣所の洗面台を男女各1台ずつ増設しようとするものでございます。

第5目介護保険費、28節繰出金293万円は、介護給付費増及び地域支援事業、介護システム改修費の増額分でございます。

16ページをお開き願います。

第8目障害福祉費、23節償還金利子及び割引料427万7千円は、平成28年度事業の精算による返還金でございます。

17ページをお開き願います。

第2項、第4目学童保育費、7節賃金430万円は、特別支援児童及び多動性児童が当初見込みより増加したため、指導員を増員配置いたしましたことによる増額分でございます。

第4款衛生費、第1項、第4目保健福祉センター費、11節需用費82万7千円は、町民サービスコーナー移設に伴います、間仕切り等設置費用でございます。

18ページをお開き願います。

第5款農林水産業費、第1項、第3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金16万6千円は、飼料用米等の新規需要米の作付に対し、1千㎡当たり3千円以内の補助金が県から交付され、今回の対象者は1名でございます。

19ページをお開き願います。

第6款商工費、第1項、第5目都市交流施設整備事業費、15節工事請負費1,043万3千円は、校舎棟屋上の防水シートの隙間から雨水が入り込み、宿泊室前の廊下に

雨漏りが発生しておりますので、屋上防水シート全面改修工事をしようとするものでございます。

第7款土木費、第2項、第2目道路維持費、13節委託料500万円は、橋梁補修工事を実施する中で、橋梁の既存塗膜の中に、特別管理産業廃棄物が含まれていたことから、町が直接委託契約することとなりましたので、その処理委託費用を200万円、来年度以降実施予定の橋梁の補修設計を先行して実施するため300万円の増額分でございます。なお、委託費500万円につきましては、15節工事請負費、橋梁補修工事を500万円減額し、組み替えをお願いするものでございます。

20ページをお開き願います。

第9款教育費、第1項、第2目事務局費、18節備品購入費1,663万2千円は、平成4年に購入いたしましたスクールバスを、45人乗り中型バスに更新しようとするものでございます。

21ページをお開き願います。

第4項、第1目幼稚園費、15節工事請負費7,588万円の減は、幼稚園建設事業契約金額と予備費1千万円を除いた、予算残額を減額しようとするものでございます。

第5項、第2目公民館費、11節需用費中、光熱水費139万4千円は、中央公民館電気料使用見込の増により増額をお願いするものでございます。

22ページをお開き願います。

10款災害復旧費、第1項、第1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費2,300万円は、9月28日の豪雨、10月22日の台風によりまして、大崩、奥山、大六の3箇所の町道が被災いたしましたので、復旧工事を行う費用でございます。

第2項、第3目漁港施設災害復旧費、15節工事請負費1,500万円は、10月22日の台風によりまして、中央公民館裏の波返しが高潮で破損いたしましたので、復旧工事を行う費用でございます。

続きまして、歳入ですが、10ページをお開き願います。

第9款地方交付税、第1項、第1目、地方交付税は、平成29年度普通交付税が17億3,592万8千円に確定になり、うち1億146万3千円の予算計上となりました。

補正予算後の普通交付税留保財源は、631万8千円となります。

第13款国庫支出金、第1項、第2目、災害復旧費国庫負担金2,534万6千円は、先ほど歳出の方で御説明いたしました、道路、漁港施設の各災害復旧事業に充当する国66.7%の補助金でございます。

第14款県支出金、第2項、第4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金16万6千円は、飼料用米等拡大支援事業に充当いたします。

第17款繰入金、第2項、第1目、財政調整基金繰入金9,829万8千円の減額は、補正財源に普通交付税の充当を行ったことから、財政調整基金からの取崩し額を全て減額いたしまして、今補正後の財政調整基金残高は、11億5,933万5千円の見込みとなります。

11ページをお開き願います。

第19款諸収入、第3項、第6目雑入では、県税取扱費交付金25万9千円と市町村振興宝くじ交付金611万9千円を計上いたしました。

第20款町債、第1項、第6目、第1節幼稚園整備事業債8,600万円の減は、先ほど歳出で御説明いたしましたが、幼稚園建設事業費の減に伴いまして、過疎対策事業債の減額でございます。

第2目、第3節循環バス更新事業債2,620万円、第6目、第3節スクールバス更新事業債1,660万円、第7目、1節老人福祉センター改修事業債7,350万円につきましては、先ほどの幼稚園整備事業債減額分を含めました過疎対策事業債の枠を使いまして、各事業に充当いたします。

また、第3目、1節過疎地域自立促進特別事業債820万、第6目、4節中学校空調改修事業債960万円は、一般財源で行う予定でありました事業を、過疎対策事業債へ財源変更をお願いしようとするものでございます。

第8目災害復旧債1,250万円は、道路及び漁港施設の各災害復旧事業に充当いたします。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。

追加をお願いしたいのは、第2款総務費、第1項総務管理費、循環バス更新事業2,623万5千円、第7款土木費、第2目道路橋梁費、道路長寿命化修繕事業2,371万9千円、並びに第9款教育費、第1目教育総務費、スクールバス更新事業1,678万6千円は、それぞれ年度末では、適正な期間が取れないため、繰越明許費の設定をお願いしようとするものでございます。

6ページをお開き願います。

第3表地方債補正でございますが、先ほど町債の部分で御説明いたしましたものでございます。追加を6件、変更を2件でございます。災害復旧事業債につきましては、充当率100%の交付税算入率95%、2年据置の10年償還、それ以外の事業につきしは、過疎対策事業債を起債する予定でございまして、充当率100%、交付税算入率70%、3年据置の12年償還となる見込みでございます。

7ページをお開き願います。

第4表債務負担行為補正でございますが、追加をお願いいたしますのは、3件でございまして、1つは、弁護士委託、期間は契約締結の日から弁護士終了の日まで、限度額は弁護士委託53万円と報酬金の合計額。

2つ目は行政ファックス使用料、平成29年度から平成34年度まで、限度額は534万円でございます。行政ファックスの更新に伴い設定をお願いするものでございます。

3つ目は、谷田浄化槽保守点検業務委託、期間は平成29年度から平成32年度まで限度額は558万円でございます。平成29年度中に保守点検業務委託の準備を行い平成30年度から3年間の契約を行う予定でございます。

23ページをお開き願います。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、右側の一番下、今補正後の平成

29年度残高見込みは、今補正分6,060万円を増額し、46億1,845万9千円となる見込みでございます。

24ページからは、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信・君。

○4番（渡邊信・）

それではですね、私の方から4点質問をさせていただきますが、その中で、15ページ、4目の老人福祉センター費のことでございますけども、まず1点目はですね、この事業については、過疎債の有効活用というのは良いことだと思っております。その中で平成28年度から実施となった総合計画、これは後期計画になりますよね、あるいは総合戦略、過疎計画の中にどこにも記載されてないということ。こんな大きな事業でありますので、本来であればそういう計画の中に入っていてしかるべきだろうと思っております、入ってなかったということ。またはこないだの全協の中で、この事業については要望がなかったけども実施をするんだということでございましたけども、そういう中において、どうしてこの事業を実施することになったのか。再度この辺の説明を1点いただきたいと思っております。

2点目ということですけども、この貸切風呂は木造平屋建てというふうに聞いております。面積は30坪、金額にして工事費を入れると6,739万2千円というようなことでございますけども、これを坪単価に割り返してみた時に、224万6千円というような、高額な坪単価になりますので、これは非常に高いのではないかなというふう思っておりますので、その辺の説明をいただければというふうに思います。

もう1点、3点目ですけども、この重要な案件についてね、たった1回しか協議をしております。これは作って終わりではない施設ですよ、今後の維持管理費がかかること、また図面を見てもですね、まだまだ検討することが多いと思います。そういう中においてね、再度議会と協議が必要ではないかなというふうに思っております。よりよい施設をつくるためには当然協議をつくすということは重要だと思っておりますが、それについてどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

もう1点ですけども、5ページ貸切風呂の関係になりますけども、当然工期の関係からしてみたときに、繰越明許になっていくのではないかなと思っておりますけども、この貸切風呂については繰越明許になっていない、この辺についてもですね、お聞きしたいと思います。

4点、これについて答弁をいただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

まず1点目のですね、なぜ本事業を実施するののかのことにしましては、笑楽の湯の利用者はですね、インターネットやスマートフォンの普及によりまして、情報が広がり町民の方のみならずですね、町外からの利用者も増え、年々増加傾向にあるところがございます。自衛隊員を除きます平成28年度の実績では平日にあっては、日平均35人、時間延長を実施しております土日祝日には、日平均108人の利用がございました。

今年度の実績で利用の一番多い日につきましては、5月4日の306人でありまして、中でも午後2時半から5時半までの3時間で142人の方が利用されている状況でございます。そしてまた前日の5月3日には234人、後日の5月5日には224人の利用がございまして、ゴールデンウィーク、あと8月のお盆の時期がですね大変込み合っているような状況でございます。このような利用状況でございますので、貸切風呂を新設いたしまして、適宜運用を考えながら利用者がゆったりくつろげる環境を整えて参りたいと考慮し事業に至りましたので、よろしくお願ひしたいと申し上げます。

そして2点目の平屋建てで今回6,739万2千円の予算を計上させていただいたところでございますが、高いのではないかということの御指摘でございますが、この新設にあたりましてはですね、総務企画課長からの説明にもございました通り、使用されていない旧風呂の撤去費、また処分費等も含めた形となっておりますので、御理解いただければと思います。

そして3点目の議会と協議する必要があるのではないかという点でございますが、色々な御意見もあろうかと思いますが、他の諸法令とも関連等色々でございますので、一応町の方で検討させていただいた中で進めさせていただきたいと思っております。

そして4点目の繰越明許にしましては、一応設計が済み次第3月の議会にですね、繰越明許という形のお願ひをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

ありますか。続いて。

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信・）

1点目についてはね、確かに色々な事があって、ゴールデンウィークだとか、そういう色々な時期にですね、多くなってきてということで、これから貸切風呂というのは時代のニーズ合ったものだというふうに思っていますよね。したがって私が言いたいことは、これから計画を当然したものであれば計画性を持ってやっていただきたいということ。これは要望です。

2点目について、撤去費を含んでいるということでございますけれども、撤去費がどの位かかっているのか、これが2点目の質問になります。

3点目ですね、町が実施するということですが、これは我々議会としても町民の

代表であるということもある。これは色々な意味で先ほども申したようにこれから作っただけで終わるものではない。これからの維持管理費というものがかかってくる。お客さん目線で物事をみていかなければという意味では、やはりこれは行政だけでお任せすることはどうかということと、先ほどちょっと言った高いんじゃないかということの中では、設計任せが決して良いことではないというふうに思っています。私も色々な施設を今回この貸切をつくるについて勉強をさせていただいた中で、このようなことを質問させていただきましたが、これについては非常に残念に思っています。

4点目についてはね、繰越事業としては3月ということですから、これについては了解をしました。したがって、2点目のことについて、再度撤去費だとかその辺のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

○保健福祉課長（杉田和信）

撤去費用につきましては、予定で500万程度を見ております。そしてあくまでも議会との協議ということの中では、先ほど答弁いたしました、やはり色々な諸法令等の絡みもありまして、なかなか思った設計をしたところの中でもですね、色々な制限がかかってくることもございますので、法令の関係で制限がですね、かかってくることもあろうかと思っておりますので、そういったことの中で協議を重ねてしまうと当然事業的な遅れも出てまいりますので、一応そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

〔聞こえなかったので、撤去費は。〕との声あり

500万でございます。

○議長（小藤田一幸）

よろしいですか。3回目ですので。

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信・）

いずれにしてもね、この図面上で見て行くと撤去費500万は分かりました。しかし機械室等で4.5坪と非常に大きな面積がこの貸切風呂の中を占めていますよね。これはやっぱり来ていただく方のスペースを有効活用するとか、そういう意味でね、どっちかと言ったらボイラーとろ過器位しか設置をしない訳ですよ。そういうところについてお金をかけるというような結果としてなるような気がしますので、この辺についてもね、どうかと思っておりますが、これについてももしも答えができたならば。

○議長（小藤田一幸）

はい、それについて。

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

色々御指摘の点もでございます。まず設計はですね、固まった訳ではありませんので、今から委託をして、最終的な形になります。全協等でもですね、色々御説明を申し上げた中で御意見をいただいているところがございます。例えば脱衣所ですね、スペースが

狭いんじゃないかとか諸々、利用の面でですね御意見をいただいたことは、また協議をしていかなければいけないと思いますので、ある程度また設計もですね、その中でですね、また議会の皆様に再度説明をですね、する中でですね、より良い施設を目指していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「ちょっと、待って説明が。」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

ちょっと落としまして、一番最初の質問で過疎計画に載っていないというようなことですが、項目的にはですね、笑楽の湯の施設の整備・補修については載っております。ただ具体的にこの事業がその実施計画的なところには載っておりませんが、事業のものとしては、過疎計画に記載がありますので、当然過疎事業の対象となります。そこに載っていないものは、当然対象にはなりませんので、それは協議をした上で過疎の対象事業として執行できるということで今回予算の方をお願いしているところでございます。

〔「最後ちょっと聞こえなかったので、再度確認です。」との声あり〕

○4番（渡邊信・）

もう一度協議をするという意味ですか。どういうことで説明をするということなのか。我々の意見を反映させるような場所があるのか、どうなのか。その辺についてね、もう一度答えを願いたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

最後になります。どうぞ。

○副町長（内田正司）

これをですね、当然積み上げてきた経過がありますので、まるっきり白紙というようなことでは考えておりません。ただ色々な配置の関係ですとか、そういうようなことにつきましては、御意見もありますので、また設計の方でですね、図面等をできた段階でですね、議会の方に説明を申し上げまして、また御意見をいただき、それが反映できるようなことであれば、反映をしていきたいとそういうようなことでございます。

○議長（小藤田一幸）

それでは、3回終わりましたので、ルールに従って。はい。

他に質疑がありましたらお願いします。

○議長（小藤田一幸）

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

妥当な質問であるかどうか心配なところがありますけども、質問をさせてもらいたいと思います。

今の説明の表のですね、5ページで道路長寿命化修繕事業ということで2,300万円ほどありますね。これは最近テレビだとか何かで盛んに放映されています、例の数年

前に高速道路で山梨県ですかね、笹子トンネルの天井の転落の問題があつて、それ以降点検をですね、十分やるよふにということだ話題になつてゐる訳ですが、必ずしも決まつてゐた内容のですね、チェックがされてなかつたというような報道も色々テレビで出て来てゐます。私どものこの土木のですね、長寿命化の補修事業というの、その辺の点検が十分されてゐるのかどうかということだ自信を持って言えるレベルまで打音検査だとか色々ある訳ですが、X線検査とか色々あるんですが、そういうことはされてゐるのかどうかということだ、1つはお尋ねしたいと思ひます。

それからですね、もう一つはですね、つい最近、勝山橋と言ふんですか、その病院のところの橋のですね、歩道を新たに作つて、歩道ができたことによつて通りやすくなつたという、いい仕事が出来てゐる訳ですが、県でやつたことだと思ふんですが、歩道を通り過ぎた後ですね、勝山の町の中心側の方になるんですが、病院側の方になりますけど、渡つた後土地のですね、持分のブロックだとか、ブロックが積み上げられてゐます。最近ブロックが少し低くなつたのかなという具合に思ひますが、いずれにしても、渡つた後ですね、また国道と歩道との間がすごく少ないんですね、あの辺については、補修をする見通しがあるのでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

予算に関係ない質問になつてゐますので。

○6番（緒方猛）

それは予算に組み入れるという見通しはないんですか。

○議長（小藤田一幸）

はい、建設水道課長 平嶋隆君。

○建設水道課長（平嶋隆）

はじめにですね、御質問いただきました道路長寿命化事業の関係なんですけど、これについてはですね、この予算については、今年度予定してゐます学校橋のですね、修繕事業でありまして、これをですね、翌年度までに、今年度ですね、橋の事業に係りまして有害物質等の関係がありまして、今年度中に完了することができませんので、翌年度に持ち越しましてですね、事業をさせていただきたいというものであります。また、この事業につきましてはですね、対策といたしましては、町の方では橋梁又はトンネルにつきましてですね、修繕計画を持っておりまして、優先度の高いでですね、危険度の高いものからですね、事業を実施する予定であります。

もう1点目のですね、予算とは関係ないんですが、勝山橋の開通につきましてはですね、本年7月に一部供用開始ということださせていただいてゐるんですが、完全ではありませんので、今地権者ともですね、色々協議を重ねておりまして、今後ですね、またより良い方向にということだ協議をさせていただいてゐる状況であります。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司）

すみません。補足で勝山橋の関係につきましても、国道事業でございます。その中で、全てがですね、事業をするのに条件が整っておりませんので、一部暫定的に開放した形が現在の形でございます。今後、議員の御指摘の点につきましてもですね、国の方とですね、協力する中で、良い形になるように事業の方は進めさせていただきたいと思っています。

○議長（小藤田一幸）

それでは他に質疑がありましたら、お願いします。

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信・君。

〔「反対討論。」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

反対討論をお願いします。

〔4番 渡邊信・ 登壇〕

○4番（渡邊信・）

まず確認をしたいことは、先ほど副町長の方から議員と協議をするのか、しないのかがちょっとはっきりと、やるような、やらないような、はっきりとした意見ではなかったように思います。

やるっていうのであれば、賛成討論になりますし、確実にやらないとなれば、反対討論にもなる訳ですけども、この場を借りてまずその辺を、はっきりさせていただきたいと思います。

〔「それは討論じゃない。」と声あり〕

討論じゃないか。失礼しました。

私の方で今の言葉の中では、やらないというような判断にとらさせていただきます。

従って、本予算に反対する立場で討論をさせていただきます。

先ほど質問いたしました、貸切風呂について本計画自体に反対するものではございませんけれども、このままたった1回の議会との協議だけで計画を実施することに対し反対をいたします。これから協議をしないということについては残念に思いますし、こういう計画であれば事前にもっともっと協議ができたのではないかなと思います。そういう中において、工事費や今後の維持管理費等よりよい内容にしていくためには、更なる議会との協議が必要だというふうに思っております。このまま実施すれば施設の内容も、町の財政負担も大変気になります。加えて国の経済財政一体改革では、平成30年まではある程度交付税も確保されておりますけれども、その後については不透明であります。少しでも町の経費を減らし、より良い施設作りには更なる協議が必要だと思います。そ

れができないということでもありますので、先ほど申し上げたより良い施設にはならないと思いますので、反対をいたします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小藤田一幸）

次に賛成者の討論を求めます。

はい、9番 伊藤茂明君。

[9番 伊藤茂明 登壇]

○9番（伊藤茂明）

私は、今一般会計の補正予算、賛成の立場から討論をいたします。

今一般会計の補正予算9,639万のうち、増額では貸切風呂建設関係、約7,599万。そして循環バス更新2,592万、またスクールバス更新1,663万2千円、一方で減額は幼稚園建設工事の7,588万、これが主なものと考えます。

貸切風呂あるいは、循環バスあるいはスクールバスの更新これに関しましては、過日の全員協議会で説明がありました通り、幼稚園建設工事費が減額したということで、この過疎債の枠に余裕ができたためにこの有効な過疎債、これを活用したいということで説明を受けている訳です。この過疎債は、大変要望も多く、なかなか簡単には承諾されないという話も伺っております。現在、佐久間地区は小学校の閉校あるいは、JAの支店の撤退、こういうことで大変賑わいが消えている訳です。その中で笑楽の湯利用者も増え、佐久間地区の人達は、佐久間地区の活性化の拠点となる、こういう期待をしている訳でございます。今後ダイニング佐久間小学校、これが完成する中で、これと連携しての更なる笑楽の湯の利用者の増加、それに期待をしたいと思っております。

私ごとではございますけど、過日温泉地へ行って参りました。この施設では、貸切風呂が用意されておまして、予約をしないと利用ができないということで、大変活気をおびていると、そしてさらにこの施設を増設したいと、こういうこともお話をいたしました。そういうことを考えますと、この機会にこの過疎債を利用した笑楽の湯の貸切風呂は是非進めていただくように私は賛同いたしますと共に、今一般会計補正予算に対する賛成の討論といたします。

○議長（小藤田一幸）

ほかに討論はありますか。

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（小藤田一幸）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小藤田一幸）

ここで、暫時休憩し、11時30分から会議を再開したいと思います。

…………… 休憩・ 午前11時20分 ……………

…………… 再開・ 午前11時30分 ……………

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第8号「平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第8号「平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成29年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ1億1,496万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,909万1千円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、上半期の実績が、当初予算の見込みを上回り、推移しておりますことから、2,487万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金につきましては、現年度概算分納付金の額確定によりまして、不足額6千円を増額補正するものでございます。

8款保健事業費、3項特別総合保健事業費、1目施設管理費9万円につきましては、給与改定に伴い、職員の期末勤勉手当及び共済組合負担金を増額補正するものでございます。

9款基金積立金、1目財政調整基金積立金6,999万9千円につきましては、地方財政法第7条の規定により積み立てるべき、前年度繰越金1億3,987万7,488円の2分の1を超える額及び平成28年度中の基金運用収入を合せまして、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

本補正後の基金残高は、1億1,127万8千円となる見込みでございます。
次のページ、8ページをお願いいたします。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,999万9千円につきましては、平成28年度中に交付されました負担金の額確定に伴い、超過交付分を国に返納するため、補正をお願いするものでございます。

以上で、歳出を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金9万円につきましては、給与改定に伴い増額となります職員手当等の財源として、一般会計から繰入れを行うための増額補正でございます。

9款繰越金につきましては、1億1,487万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

この補正によりまして、前年度繰越金の全額を予算計上することとなります。

9ページ以降につきましては、給与費明細書となりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第10 議案第9号「鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 杉田和信君。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第9号「平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成29年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,084万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億457万円にしようとするものでございます。

今回の補正は、主に介護保険システム改修に係る費用及び保険給付費において各種サービス費の増が見込まれることによります増額補正、また、人勸に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費60万5千円の増額ですが、来年度予定されております介護報酬改定及び居宅介護支援事業所の指定権限が、県から町に移譲されるため、その管理機能を追加しようとするシステム改修費でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第2目地域密着型介護サービス給付費1,789万8千円の増額ですが、認知症グループホーム及びデイサービスの利用者の増加によるものでございます。第4目居宅介護福祉用具購入費30万1千円及び第5目居宅介護住宅改修費112万6千円の増額ですが、共にサービスの申請件数の増によるものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費、第3目介護予防住宅改修費26万8千円の増額ですが、サービスの申請件数の増によるものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者還付金47万2千円の増額ですが、被保険者の資格喪失により徴収しました保険料を還付するものでございます。

第6款地域支援事業費、第2項一般介護予防事業費5万2千円及び第3項包括的支援事業、任意事業費12万6千の増額ですが、人勸に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担

金 3 9 1 万 8 千円の増額ですが、歳出第 2 款の保険給付費の補正額 1, 9 5 9 万 3 千円の補助率 2 0 %を計上いたしました。

第 2 項国庫補助金、第 1 目調整交付金 1 3 6 万 5 千円の増額ですが、歳出第 2 款の保険給付費の補正額 1, 9 5 9 万 3 千円の補助率 7 %を、第 4 目介護保険事業費補助金の 3 0 万 2 千円の増額は、介護システム改修費用 6 0 万 5 千円の補助率 5 0 %を計上いたしました。

第 4 款支払基金交付金、第 1 項支払基金交付金、第 1 目介護給付費交付金の 5 4 8 万 5 千円の増額ですが、歳出第 2 款の保険給付費の補正額 1, 9 5 9 万 3 千円の補助率 2 8 %を計上いたしました。

第 5 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目介護給付費負担金 2 4 4 万 8 千円の増額ですが、歳出第 2 款の保険給付費の補正額 1, 9 5 9 万 3 千円の補助率 1 2 . 5 %を計上いたしました。

第 6 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目介護給付費繰入金 2 4 4 万 8 千円の増額ですが、歳出第 2 款の保険給付費の補正額 1, 9 5 9 万 3 千円の補助率 1 2 . 5 %を計上いたしました。

第 2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の 5 万 2 千円及び第 3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の 1 2 万 6 千円の増額ですが、人勸に伴う人件費の増額負担分を計上いたしました。

第 4 目その他一般会計繰入金 3 0 万 3 千円の増額は、介護システム改修費用から国庫補助金を控除した額を計上させていただきました。

第 2 項基金繰入金、第 1 目介護給付費準備基金繰入金 4 4 0 万 1 千円の増額につきましては、歳出に対する不足額を補うため、基金の取り崩しをお願いするものでございます。

なお、補正後の基金残高は、1, 5 7 1 万 8 千円となる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第11 議案第10号「平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長 平嶋隆君。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第10号「平成29年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

今補正予算は、給与改定等による職員給与費に係る補正、入札等による建設改良費の減、及び平成30年度に予定する水質検査委託に係る債務負担行為の設定が主なものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を36万9千円増額し、5億2,715万8千円にしようとするものであります。

内訳であります。第2項営業外収益、第4目他会計補助金を、職員の人事異動より一般会計からの児童手当分の補助金24万円を増額するものであります。

また、同項第6目雑収益を、東京電力の原発事故損害賠償金が確定したことにより賠償金12万9千円を増額するものであります。

支出では、第1款水道事業費を158万3千円減額し、4億7,229万6千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、給与改定及び人事異動等に伴う職員給与費を9万6千円増額、同じ事由から、第2目配水及び給水費では、職員給与費を24万3千円減額し、第4目総係費では、職員給与費を118万7千円減額しようとするものです。

第2項営業外費用、第1目支払利息では水道マッピングシステム構築に伴う利息相当分が契約により確定したため24万9千円を減額しようとするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出では第1款資本的支出を14万6千円減額し、2億4,091万2千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項建設改良費、第1目営業設備費で、機械及び装置として購入を予定しておりました発電機につきまして、事業が完了したため、6万1千円を減額しようとするものであり、第4目リース資産購入費では、水道マッピングシステム構築に伴うリース料が契約により確定したため8万5千円を減額しようとするものであります。

3ページをお願いいたします。

平成29年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、平成29年度末における資金残高は、3億1,827万7千円となる見込みでございます。

4ページは、職員の給与費の明細書でございます。

5ページをお願いいたします。

平成30年度に予定いたします浄水施設の水質検査委託に係る見込みの費用の274万9千円は、本年度中に競争入札を実施するため、債務負担をお願いするもので、期間は平成29年度から平成30年度までの2年間であります。

6ページから9ページは、平成28年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、10ページから12ページは、平成29年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（小藤田一幸）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
よって、平成29年第6回鋸南町議会定例会を閉会いたします。
皆さん、御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 5 0 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成30年 3月 6日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 田久保 浩通

署 名 議 員 平島 孝一郎